

教育と産業

産業教育研究連盟

第六卷 第五号

~~~~~  
技術科設置についての私見 ..... 清原道寿

|                                      |
|--------------------------------------|
| 生徒の進路意識と<br>コース制について ..... 伊藤貢       |
| 教育実践を通してどのような<br>労働観を育てるか ..... 和田典子 |

増大号

憂うべき教育行政の

動きをみつめよう ..... 太田卓

研究部会の動き ..... 農業分野  
工業分野

中学校技術教育の施設・設備 ..... 矢野敏雄

継電器の解説(6) ..... 稲田茂

5.6

## 外堀から内堀へ

歴史は少し逆のぼるが、いまから四百年前、十六世紀末期に、徳川家康は大阪城を攻略するのに、実に巧妙な戦術をとつたことが伝えられている。大阪冬の陣で外堀を、夏の陣で内堀を埋めさせたのがそれである。

自民党および文部官僚は、さきに教育二法案を議会で強行的に通過させて、教師の政治活動をおさえ、官製教育委員会制度をつくりあげた。これで外堀を埋めておいて、内堀を埋める工作として、校長・教頭に管理職手当を支給し、教員組合から法的にしめだそうと計画している。全く狸ぢらいとアダ名されている家康の故智にならつた方式である。

○

これに対して、大阪方に擬せられる教員側は、やや守勢の形で、さしあたり、ふりかかつてくる火の粉である「勤務評定」を払いのけるために、日教組を中心懸命のたたかいがつづけられようとしている。勤務評定が修身科独立と同じように、文字の上からだけの抽象的な解釈で、それが必要であるとか、そうでないとかいうのではなく、からめ手からの「民主教育城」への攻略をねらつてゐるものとして、それをはねのけねばならないことは、いうまでもないことである。

けれども、校長・教頭の管理職手当と非組合員化は、内堀へ侵入してきたものとして、もつと重視されてよいのではなかろうか。なぜなら、和によつておさめられねばならない学校経営の現場に、校長対教員という対立をつくり、一体となるべき学校教育の当事者を分裂に導くことになるからである。家康の大坂方攻略がそうであつた。豊臣の中心部を対立さ

ることによって、その弱体化をはかつたのである。すでに歴史的に衰退の時期にあつた豊臣であり、徳川三百年の封建的統制は、こうして成るのであるが、「民主教育城」の方は、そろはいかない。

外堀から内堀にせまつてきた攻略に対しても、教員のすべてが「民主教育城」の防衛、つまり学校教育の破壊者に向つての結束を固めなくてはならない時期である。日教組まかせでなく、各地の各学校が、この問題にとり組む時期であり、日教組の指導も、その線に合わせる必要があるのでなかろうか。

○

たとえば、教員や教頭への「管理職手当」のばあい、それは本俸の7%（平均二千二百円）とし、その半額の四億四千五百万円を国庫が補助することになつてゐる。これに對してある新聞の報道によると、秋田県南部の郡市校長会が、その支給を辞退したという。その理由とするところは（1）管理職手当は法的に疑義がある（2）手当の財源があるなら、すしづめ学級解消にふりむけるべきである。としている。そしてこの旨県当局に今もなお陳情しているのである。このような処置は、校長の良識を現わすものであり、自ら道徳的実践の範を示したものとして、胸のすぐような立派さを感じさせる。かりにこれが産業教育の設備費に向けられたとしたら——またほかの設備でもよい——と考えてみると、各自の教育的良心の分裂をふせぎ、民主教育を守る時と思われるのであ

る。（池田生）

# 技術科設置についての私見



清 原 道 寿

## まえがき

去る三月一五日に、教育課程審議会は「小学校・中学校教育課程の改訂方針」を答申した。それによつて、中学校の職業・家庭科といふ名称の教科はなくなり、現行の職業・家庭科の必修は「技術科」に解消し、選択は、農業科・工業科・商業科・水産科・家庭科の五教科に独立することになった。こうした職業・家庭科の改訂をめぐり、各方面からこれまでにないはげしい反対論が展開されている。あるいは、権力側からする教育統制の一環としてうちだされてきた「教育課程の改訂」、その全体的構想の反動性にたいし、「技術科」もそのような全体的構想の一環をなすものとして反対されている。

また「技術科」の構想が、工業的内容に重点がおかれることがため、從来農業的分野を中心にしていた大学教育官の反対も強い。さらに、職業・家庭科が技術科といふ名に解消し家庭といふ言葉が教科名からなくなつたこと、それに男子は「家庭」を學習しなくなつたことにたいして、家庭科教師の団体からの強力な反対がある。そのほか、現場教師側からも、職業・家庭科はようやく三二年度に改訂されたばかりであるのに、また改訂とは、といった反対、商業・農業関係の内容が少なくなつたことについての反

各種の反対論が交錯している。

われわれはこれらの反対論を検討するとき、教育の基本線にたつた論議として、なつとくできる反対論もあるが、なかには子どもの将来の成長と幸福を考えるよりも、教師のもつ伝統的な感情論からする反対と思われるような論議も、ないとはいえない。ここでは、これらの反対論議をふまえて、「技術科」がどういう問題点をもつか、現行の「職業・家庭科」と比較検討したばあい、どういうちがいがあるか、現場ではこれをどう受けとめたらよいか、などについて、私見をのべることにしよう。

## 一 教育課程改訂の方向

すでに、昭和三二年冬の連盟総会における一般報告でのべられているように（本誌二月号）、昨年以来、政府の教育統制の強化ははじるしくあらわになり、その一環としての教育内容の方向づけが今年度の文教政策の重点となつてきている。三月一五日の教育課程審議会の答申と、その答申にもとづいて、各教科の教材等研究調査委員会（学習指導要領編集委員会）が八月の「学習指導要領」発表を目指して急いで審議している。しかし、審議といつても、政府の

審議会の委員構成の一般的傾向がしめしているように、進歩的学者・教師はもちろんのこと「なにか理屈のいえる人」は、審議を長びかせるとの理由によつて委員から除外し、文部事務当局案をそのままのむような委員を多数選び、わずか数カ月の間に、教育内容を上から再編成しようとしている。このような拙速主義と独善主義のもとに、権力の意図する文教政策を強行しようとしている。われわれは、こうした文教政策の全体構想をはつきりおさえて「技術科」新設の問題点を分析しなければならない。

教課審の答申によると「最近における文化・科学・産業の急速な進展におうづるため」の国民教育の再編成として、この改訂がうちだされたことをのべている。たしかに、現代は科学技術の急速な発展、それは一八世紀後半の産業革命、一九世紀後半から二〇世紀にかけての重化学工業・電気を中心とする技術革新をしのぐものがあるといわれている。過去において、それぞれの時代の科学技術の画期的な発展が教育の革新の重要なモーメントになつたことは、教育の歴史をふりかえれば明らかのことである。ここ数年来、世界の進んだ国々が、宇宙時代にはいつたといわれる技術革新におうじて、教育革新のうごきをいちじるしくしてきてることは周知の事実となつていている。そしてこのたびのわが国の教育課程の改訂が、おくればせながらこうした事情を反映したものでは否定できないであろう。したがつて部分的には、科学技術の急速な進展に対応して、これまでの教育をよりよくなると思われる点も指摘できる。しかし、戦後一〇年を経てわが国の独占資本が産業界へのヘゲモニーを確立していくにともない、その代行機関としての色をこくした政府は、反動的な権力政治への復帰をあらわにしてきた、その一環と

してこのたびの改訂を強行してきた。それだけにその改訂の全体構想をつらぬくものは、すべての子どもの一〇年後二〇年後の成長と幸福をみとおしての義務教育でないために、部分的な改善とみとめられる面にも、矛盾がからみあつてゐるといえる。それは答申のなかみを分析すれば明らかなことである。

答申では「道徳教育の徹底」「基礎学力の充実」「科学技術教育の向上」を主眼としてあげている。「道徳教育」については、教育学界や教育現場からのはげしい反対にかかわらず、文部省案を一方的におしつけ、今年度よりその時間特設を強行し、実質的には「修身科」の復活を方向づけた。これが道徳教育を正しく進めるものでないことは、理論的にも実践的にも批判すべきことである。「科学技術教育の向上」「基礎学力の充実」については、日経連をはじめとして、各界からの要望と、世界各国の科学技術の進展におうづる教育の再編成に刺戟されて、政府の政策としてとりあげ、中教審の答申(三二・一〇・二二)および教課審の答申となつたものである。しかし「科学技術教育の向上」「基礎学力の充実」という言葉だけをとれば、もつともな方針であるが、そのなかみを検討すると、政府は現代の科学技術の発展に対応して、真剣に教育の問題を考えるかを疑うような矛盾を数多くふくんでいる。そのことは「基礎学力の充実」についてもいえるが、ここでは「科学技術教育の向上」とくに中学校の「技術科」に論点をしぼり、それがこれまでの中学校の技術教育(職業・家庭科教育)と、どのような点でちがいがあるか、どのような問題点をもつかをのべることにしよう。

## 二 技術科設置をめぐる問題点

「技術科」の設置は、一部の反対論者がいうように「職業・家庭

科の危機」とはいえない面をもつてゐる。それは、世界の進んだ国々の一般技術教育のありかたを反映して「技術科」が設置されてきているからである。われわれは、現行の職業・家庭科の学習指導要領が発表されたとき、それが一般教養としての技術教育として、正しい方向のものでないことを指摘してきた。(注1)そして学習指導要領にこだわらず、一般教養としての技術教育の正しいありかたにたつて、工業的分野を重視して、教材を厳選することをすすめてきた。(注2)新設の「技術科」が、他の国々の一般技術教育にならつて工業的分野の学習をこれまでの「職業・家庭科」より重視するにいたつたことは、それが形のうえでは、アメリカのインダストリアル・アーツの摸倣とはいへ、一応の前進といえよう。

注1 拙稿「職業・家庭科指導要領批判」(教育と産業 一九五

五・一二)(教育 一九五六・一〇)

注2 産業教育研究連盟編「職業科指導事典」(国土社)、筆者編「技術教育の実践——職業篇」(国土社)

それでは「職業・家庭科」と「技術科」は、その内容においてどのようなちがいがあるだろうか。

職業・家庭科(必修)では、男女共通に農・工・商・家庭・職業知識の五分野を最低三五時間ずつ平等に学習し、残りの時間は男女別・農村都市別に学習するようになつてゐるが、技術科では、男子コースと女子コースにわけ、男子コースは工業的分野に総時数の約三分の二をあて、残りの三分の一を農業的分野・商業的分野にあて女子コースは従来の家庭的分野(調理・裁縫・育児・往居など)に総時数の約三分の二をあて、残りを家庭工作(手芸・工作・機械・電気など)にあてる。したがつて、男子は家庭的分野、女子は農業

的分野・商業的分野を学習しなくなる。この点について、つきにどういう問題点があるか考えてみよう。

(1) 技術科の男子コースでは工業的内容を中心に、女子コースでは家庭的内容を中心に学習するようにし、教育内容を男女によつてはつきり異つたものにしたことは、このたびの改訂の第一の問題点である。この考え方は、男女差別観、男女職能別に支えられたものであり、女子には男子と同様の生産技術教育は必要でなく、従来と同様に「家庭的内容」を中心学習したらいとの観念をあきらかにしている。われわれはこうした考え方が、科学技術の急速な進展におうする民主的な教育でないことを、これまで他の機会にしばしばのべてきた。これから新しい時代に生きていく女子にとつて、男子コースの技術科程度の生産技術教育は、最低的一般教養としてぜひ必要なことである。それは女子の将来の職業進出ということからみても、また家庭の主婦・母親となつても、必要な基礎的教養といえる。われわれは、男女ともに、工業的分野を中心とした一般技術教育を与えることこそ、これらの新しい時代を生きていく子どもたちの成長と幸福にとって必要なことと考える。

このような基本的な問題点のある技術科であるが、現行の職業・家庭科の内容とくらべたとき、どういう意味をもつだらうか。これまでの職業・家庭科でも、教科書は男女別につくられ、共通のぞくでは、実質的に教育内容が分かれていた。しかし共通の一七五時間は、男女共通の内容をとりあげ、形式的には技術科のよう完全な男女別内容になつていなかつた。とはいへ、一七五時間の共通の内容は、五つの分野にわたつて総花式に三五時間ずつ配当され、実質的には、これから的一般技術教育として中核となるべき工業的分

野の学習は、とくに女子および農村の男子に軽視されていた。そして、進んだ教師のなかには、一般技術教育は生産技術とくに工業的分野を中心構造的に教育内容を編成すべきであるとの立場にたつて、実践とりくんでいる者もあるが、現場教師としては一般的に現行の指導要領のワクから思いきつて離れない実情にある。しかし技術科の男子コースにおいては、その時間数において、工業的分野を中心として、三ヵ年間の総時数三一五時間のうち二一〇時間程度をとれるようになり、その内容も機械（設計製図・木工・金工・原動機）・電気の分野を中心に、これまでのプロジェクト中心の単なる仕事中心主義でなく、それぞれの技術分野の基礎（機械学・電気工学の基礎）を体系的に、技術的知識と実習および技術の社会経済的背景とを総合的に学習するようしくまれると予想される。そうした方向は、現代の進んだ国々の一般技術教育の再編成の傾向ともいえるし、おくれればせながら「科学技術教育の向上」をめざして改訂したばかりの職業・家庭科を「技術科」とかえなくてはならないかつた社会的理由からも推測できる。この意味において、男子コースの教育内容は、現行の職業・家庭科より一步前進であるといえよう。

このように工業的分野の技術学習の時間が多くなり、機械学習・電気学習を深め強化することを、「学校が職工の養成所になる」とか「徒弟教育である」とし、一般教養としての技術教育は、生活技術全般にわたつて浅く広い分野にわたることであるかのように考えたとえばせん盤などを中学校で学習するのは、「職工教育」であるといいこんでいる者もあるが、これは現代の一般技術教育への無知に由来するものといえる。

さらに、技術科において、生産技術としての農業的分野・商業的分野が少なくなつたことについて、いくつかの問題点があるが、それは他の機会にゆずりたい。

つぎに女子コースでは、家庭的内容のほかに「家庭工作」として総時数の約三分の一があてられる。その内容は、手芸的工作・機械・電気などであり、機械・電気は少なくとも七〇時間位があてられるだろう。この点において、現行の職業・家庭科の三五時間にくらべると、工業的分野は重視されることになる。これは、工業的分野以外の学習が全くおこなわれないことに、問題は残るが、今までより実質的には「科学技術教育の向上」におうづるものといえる。

(2) 技術科においては、男子が「家庭」を学習しなくなつたことにたいしても、かなり反対が強い。われわれはすでに職業・家庭科の発足当時から、一般教養として生産技術をうけもつ「職業」と、家庭生活についての学習を担当する「家庭」は、教科として分離し、男女ともに平等に、それらを学習することを強調してきた。しかしこ技科においても、一教科の中に生産技術の学習と、家庭生活にかんする学習との、それぞれ性格のちがうものをだきあわせ、内容において男女差をつけることになつていて。前にもふれたように、生産技術的教養は女子にも男子同様に必要である。それが「家庭」とだきあわされてゐるために、これまでの職業・家庭科でも、女子の生産技術教育はほとんど無視されてきたし、技術科においては、現行より内容的にはいくらか改められたといえても、基本的にはかわりのない実情にある。女子の生産技術学習の等閑視は、裏がえせば男子の家庭学習の無視となる。このたびの「技術科」男子コースで「家庭」を学習しなくなつたこと、これは、「家庭」学習のような

ことは、将来主婦になる女子には必要だが、男子には必要でないといった考え方から、こうなつたことであろう。たしかに、現行の職業家庭科で共通として男子が学習しているような「家庭」学習は、その教育的意義や効果は疑わしい。教材の大部分は小学校家庭のくくりかえしであり、三五時間の家庭科学習が、むだな時間つぶしについているような実践に、われわれは数多く遭遇するし、教科書のどれをとつてみても、こうした学習に、貴重な学習時間をさくことが中学校教育としてどれほどの意味をもつものであるか疑わしい。それだけの時間を他のより教育的意味のある学習にあてた方が、子どもの成長と幸福のためではないかとさえいしたい。よく「男女共学の調理実習はほほえましい」とか、「男女共学の家庭学習で、協力的態度がつちかわれつつある」といつて、家庭学習を男女とともにやることの教育的意義を強調する書きもある。これは、あるいは成人の立場からの感傷主義であり、または「家庭」学習だけを他教科のはたしている役わりからきりはなして、その中だけで「家庭」学習の教育的意義を過重評価しているものではなかろうか。

しかし現状がこうだからといって「家庭」学習は、女子だけに必要ということにはならない。政府の一部の者の考えているように「社会の実情と男女の特性」から、女子だけに必要な「家庭」学習であつたら、女子の生産技術学習を犠牲にしないために、選択教科なり、ハミダシ教科とすることが望ましい。しかし、このたびの「技術科」では、男子が「家庭」を学習しなくなつたことに強い反対が展開されている。そのばあい、それらの反対論には、「家庭」という教科が中学校段階で男女ともに、なぜ一般教養として必要かについて、はつきりした理論づけがなされているといえない。「男

女ともに家庭生活をもつから」とか、「民主的な家庭生活への理解を与えるため」とか「家庭生活の改善化・合理化の能力を養うため」とか、あげられてはいても、それがそのまま一般教養として、「家庭科」という独自の教科を中学校段階におく理由づけとして明確なものではない。しかも、これまでの「家庭科」研究においても、その点は不明確なままであつたといえよう。それは明治以後の「家庭科」の歴史をありかえつても、社会の変遷におうじ、あるときは「技術」主義が前面にでるかと思うと、あるときは「家庭生活のありかた」（醇風美俗・良妻賢母主義）が前面にでながら、その内容は、裁縫・調理の教育であり、それが、戦後は「民主的家庭のありかた」という言葉を頭にかぶせ、男女共通に学習することになつたものの、その内容は、実質的に裁縫・調理を中心がおかれていった。このことは、一般教養教科としての「家庭科」独自の性格・目標の検討とそれにおうずる学習内容の選定がなされなかつたことに、現在の実践の混乱があるのではなかろうか。これについて詳論したいが、紙数の関係でつきの機会にゆずらなくてはならない。

## むすび

紙数の関係で、「技術科」をめぐる問題点のほんの一部にしか論及できなかつた。施設・設備の問題、教員養成の問題、現職研修の問題、職業情報的な第六群が「技術科」から分離したことなど「技術科」の設置をめぐつて、これまでよりも前進するだらうと思われる点もあれば、問題点もある。また、技術科の設置とからんでうちだされた選択教科の問題、それが就職組・進学組のコースわけに発展する危険性とそれにたいする現場での対策など、今後の機会にぜひ本誌上に私見をのべさせてもらおうと考える。（一九五八・五・一）

# 生徒の進路意識とコース制について

伊藤貢

さきに一月号に掲載された「中学校における進学コースと就職コースの設置について」（清原道寿・後藤農治）と、二月号に掲載された「どのような労働観を育てるか」（草山貞胤）について、それぞれ所感をよせていただきました。

中教審から科学技術教育振興策を答申したのが、昨年の十一月であつた。私たちが県の教育研究集会をもつたのもその頃だつたので、その特色となる点について一わたり討議をしました。一月別府で開かれた全国研究集会に出たが、その振興策については殆ど討議の主題にはならないで終つた。もつとも教育の場末に位置する私たち現場人にとっては、その内容について充分な資料をもち合わせていなかつたということかも知れない。

ところがそうした矢先に本誌がいち早くぞれの論文を掲載された。問題性を感じてはならないであります。その初頭をかざつて一月号に「進学コースと就職コースの設置について」という主題で技術教育の立場から——清原先生、生活指導の立場から後藤先生がそれ

さて何事をか述べるとなれば、私たち教育実践の場に立つものは、今次の改訂にもられている進路別コース制についてどのような受け止め方をしているかについて、以下私なりにその一端を標題に沿つて列記することになります。したがつてこれは両先生の論文の内容に対する批判としてでなく、私の一つの考え方でもある。

## ○

教課審から示された教育課程の時間配当説明の八によれば明らかに第三学年の選択教科の運営のところに、卒業後ひきつづき学習する必要ある者（進学コース）は外國語と数学を、卒業後就職する者・家事に従事する者（就職コース）には從来の職業・家庭科のいわゆる一群から五群までの一以上を履習することが望ましいと規定している。

科学技术教育振興策の問題点、について審議の展開と共に、号を追つてこの問題に解明のメスを入れる企画がもたれた。これは日頃難務に追われ、遅延にある身にとつて何物にもまして時宜を得たことであり、かつ、わたくものが見つからないのは当然のことである

そんな時に編集の方から両先生の前記論文についての意見を問われた。

両先生の論旨に「全くその通りです」の一語につきほどの共鳴を感じた私なので、書かれてある必要がある。生徒の進路についての

う。しかし同じ研究内容にとり組んでいるはずの某協会の機関紙をみると、まさに文部省の先棒をかついで太鼓たたきに終始しているのを見て、そのはなれている考え方には驚かされた。

意識は地域性によつて異なるところであるが、本校三ヵ年の進路調査の結果からその一般的な発達の段階をみればつきのようである。

### 一年

○進路についての自覚が出はじめる。

○進路についての家庭・友人間の話合いはまだ少ない。(三〇%)

○進学か就職かについては生徒なりに六五%位が考えている。

あこがれや希望的な考え方が多く現実無視や一人ぎめできめている場合もある。

○不明のものは、考えたことがない場合と決定を迷つているものである。

### 二年

○進路意識の分化がおこるが不十分

○進路別の希望はかなりはつきりするが漠然としている。(八〇%)

○不明の者が二〇%前後であるが考えたことのない者は減少している。

### 三年

○進路対象を考えて選択しようとする。

○はつきりしてくるのは一学期末位。

○進路未定の者が五~六%位ある。

○希望が不安定で卒業近くまで動いているこれは人口四万余の小都市型の本校生徒か

ら得た結果であるが、本校は進路意識の啓発を主題として職業指導の研究を三年間つづけてきているところである。このように農村社会を背景とする地域としては、生徒の意識の発達からみて主体的進路決定には相当困難である。今次の改訂にみられるように進路に応ずると言つても、形式的に進学か否かだけの二者択一の形で生徒に決定を強制することは進路指導の本質から望ましいものであるまい。また三年で進路別コースを明確にするためには、教科書の採択によつて二学年の七月ごろから決定させなければならなくなる。二年では進路未定の者が二〇%前後もあり、この期の生徒として無理からぬことであり、決定後であつても進路希望の変更もあり、コース制の強行はかかる生徒をしていたずらに焦燥におとしれるのではないか。したがつてコース制を強行すれば、未分化の段階にある小学校五・六年乃至は中学一年のころの主体的判断、選択能力のない時期に決定を急ぐ形も出てくるものであり、進路指導の本質をゆがめていくと考えることができる。

○また、そのうえに進路決定の底流をなす職業観に連なる問題も考えられる。

今日、有名校・名門といわれる高校・大学には受験希望者が殺到して競争を激化させてきているところである。このように農村社会を背景とする地域としては、生徒の意識の発達からみて主体的進路決定には相当困難である。今次の改訂にみられるように進路に応ずると言つても、形式的に進学か否かだけの二者択一の形で生徒に決定を強制することは進路指導の本質から望ましいものであるまい。また三年で進路別コースを明確にするためには、教科書の採択によつて二学年の七月ごろから決定させなければならない。二年では進路未定の者が二〇%前後もあり、この期の生徒として無理からぬことであり、決定後であつても進路希望の変更もあり、コース制の強行はかかる生徒をしていたずらに焦燥におとしれるのではないか。したがつてコース制を強行すれば、未分化の段階における小学校五・六年乃至は中学一年のころの主体的判断、選択能力のない時期に決定を急ぐ形も出てくるものであり、進路指導の本質をゆがめていくと考えができる。

人間の育成をねがう義務教育の理想と遠ざかるも甚しいと言わなければならない。

しかば今次改訂の意図するものは何か。またその改訂の背景をなす政界・財界の要請

はどこにあるか。これらの問題は道徳教育の特設と進路別コース制を焦点とする今次改訂の問題を解明していく一つの手掛りと考へる。進路特性に応ずる指導の名のもとに一方では被徳者としての態度習慣をしつけ、黙々として物言わぬ労働者に仕立てるコースであると見ることは余りにもうがちすぎた考え方

（山形県最上郡最上町富沢中学校）

であろうか。進路別コース制はいかなる人間を育成するかという教育の本質的課題についての問題である。清原先生と後藤先生の言い尽した後であつて言うべきものがみつかなかつたというのが今の心境である。叱正を得たい。

誰一人掃除をしようとするわけである。しかし、いわゆる統制のとれたクラブなどでボス的なO・Bでも君臨している場合は少しちがつてくる、そこでは命令された一年生などが観念して掃除をすることになるわけである。彼等は掃除する位なら汚いのを我慢する方がまだましだと考えているのかも知れない。

## 教育実践を通して どのような労働觀を育てるか

和田典子

労働觀の問題の一つだと考えられるのだが私どものような普通課程の高等学校で、遍くおきていることがで教師たちの悩みになつてゐるのが掃除の問題である。

生徒たちの大半は掃除が大好きである何とかうまく逃げ出してやろうと機会をうかがつてゐる男生徒たちをにがさないように監視するホーム・ルーム教師の憂鬱さといった

ならない。何人かがサボつたことが判ると残りの者たちを引きとめるどんな策もなくなつて

最近私の学校で、生徒会からの強い要望に答えて運動部室を建てたのであるが、この

クラブ室の管理が職員室の頭痛のたねになつ

ている。彼らの自主的管理が始つて二、三ヶ月になると新築の快適な部室は、もう乞食小屋同前。床は泥だらけ、汚れものは散らかり放題、パンのかけらや紙屑の山と化してしまつたのであつた。

私が担任した一年生のホーム・ルームも御多分に洩れずこんな空気がよどんでいたのが、その中に二つのちよつと異質なグループが混つていた。その一つは宗教班に属している数人のクリスチヤンたち、もう一つは偶然にもある附属中学からきて再び同級になつた五、六人の親しい仲間たちであつた。

クリスチヤンたちのサービス精神はまるで受難者のすがたのような印象を与えるのだが、どんな時にもそれに堪へているという態度で、そんな役廻りもひきうけてくれた。ところが後者のグループではひどく楽しげにや

つてのけるのである、ある日など三人位で長い間かかつて掃除しているからどうしたのかと聞くと、

「A君はクラブで急用ができたし、Bさんはお家で結婚式があるし、C君はどうしてもやりたくないからと断つたので許してあげたんです」とケロリとしたものである。

勿論、この二つのグループはいつも掃除当番で組んだわけではないのであるが、私のホ

ーム・ルームでどうやらこうやら掃除を欠かさないでやりおせたのは、全くこの人たちの影響にほかならなかつたと思うのである。本誌二月号で草山氏の論文にも述べられているように「労働に対する正しい社会評価がない」現状にあつて、殊に無償の再生産労働である家事労働や学校における清掃、整理、準備などの間接的教育活動を生徒たちが受けとめてゆく姿としては既に述べたような場合が最も自然な出でくるのではないかと考えられる。

即ち、

○貧乏くじをひかないように合理化の工夫をする。(うまくさぼるという形。)

○犠牲的精神を發揮して受難者の道を歩く。(けなげなモラリストたち。)

○仲間の問題にして一緒にぶつかつてゆく。といった典型的な姿勢ができるてくる。

家庭科教育が家事労働——再生産労働の教育的使命をなうものだとすれば、家庭科教

育においてこうした労働観、家事労働に対する姿勢をどのように打ち立てて行つたらよいかという問題は前述の掃除の問題に応えること、そのことであるといえるのではないかと思う。

家事労働が誠に報われず、しかも前近代的不合理性の束のよくな存在でありながら、しかも人間に生命に直接つながる労働である点は、農業労働をそのまま、みる想いであるがしかし家事労働ではそれが全く女性のみの手にゆだねられている点にもう一つ余分の問題が含まれられているわけである。

私の接している家庭科の学級は全く女生徒だけで構成されているのだが、一年間の學習が終つた時、ある生徒がこう書いた。

「高校では家庭科をやるのは女生徒だけなので、男生徒たちや男の先生たちが家庭科に無関心だ、それがとてもつまらなかつた」またある生徒は、

○貧乏くじをひかないように合理化の工夫をする。(うまくさぼるという形。)

○犠牲的精神を發揮して受難者の道を歩く。(けなげなモラリストたち。)

れを知つただけでも有意義だったが、それと同時に矛盾するようだが、自分の将来に、こんな生活が待つていることを考えると、とてもユーワツになつた。」と。

家事労働が「つまらない」とあり、「コーウツ」なことであることを意識し始めた近代女性たち。しかもやがてその中に埋没せざるを得ないという現実を考える時、暗然たらざるを得ない彼女たちに、もう一度希望と喜びと自信を与えることこそ、家庭科で育てるべき第一の勤労観ではないだろうか。そして「何とか逃げ出そう」、「宿命なのだ諦めよう」「神様だけがみそなわすのだ」というような消極的な態度を払拭する途は、前にものべた掃除当番の附属中学のグループのように掃除をわれわれ自身のものにとり戻すことではないかと考えるのである。

職場における勤労観のことを荻阪氏が書いておられたが、全く同じようなことが、家事労働においても言えるようだ。家庭生活に対する家族たちの一体感の欠如は家族たちをして家事労働に対する積極性を失わせてしまう結果になるのである。

家庭生活が企業体からの圧迫で主体性を失

のために、二重に主体性を失つてゐるという客観条件に対する正しい理解を得ることが積極的な勤労観のいとぐちになるのではないだろうか。

人間の生命や、人間の精神を自らの手で守つてゆこうとする意欲こそ、家事労働における基本的な態度でなければなるまい。

人間の生きてゆくための条件や、生命を生み出し育ててゆくための条件、技術を学んでゆくなかから、主体的な、われわれ自身の家庭生活を経営してゆくための労働とは何であるか、ということも次第に明瞭になつてゆくのではないかと思つてゐる。

『失なわれ、荒廃しようとしている家庭生活をわれわれの手にとり戻し、立て直して行こうとする意欲をもつこと。そしてその実現のために積極的な、合理的な行動をおこすこと。しかもそれは、われわれの生命を尊重し人間性を守るために直ちに、敢えて、とりくまねばならないことであるといふことがわかること。』

私は家庭科教育でこんな勤労観を期待しながら生徒たちと接している。

(東京都立戸山高等学校)

①男女共通面をなくすることは絶対反対である。

## 読者の手紙（要旨）

今回の教科課程の改訂については、とりわけ職業・家庭科については、技術科と名称をあらため系列をすつきりさせた点。工業技術を中心とした点。他の教科との複そうをさける点などは現場教師としては賛成で

すが、今まで普通教育として実践して来た男女共通内容面の、花だんの作製、花弁の植えつけ、電線の修理、アイロンの故障修理、製図の練習、購買の仕事、珠算の練習料理の実習などなど、生徒に取つてはほんとに魅力ある学習活動でこれによつて協同の精神や男女の道徳上の問題も、学習させることによつて理解でき今後も指導法の研究や施設設備の解決などで益々向上しようとする時、これを男子は工作、機械、電気女子は家庭科一本で別々に教育させるとの事で実に残念でなりません。その他今度の改訂で強く感じた反対意見を私個人の意見としてあげますと次の通りです。

- ②時間数の三時間は四時間にすること。
- ③進路別学級編成は大反対である。

生徒の不良化、教師間の溝ができることは明瞭であります。すでに経験ずみである。

④選択を多く取つたことは事实上技術科は有名無実となる。

現在大分市など七校中選択の職業を持つてない学校が五校もある。

⑤就職組にとつて将来自分の職業にとつて技術科と基礎学力とがどちらが必要であり、本人の将来のためになるだろうか、

現在のような教員組織や施設設備の点などから充分な技能的職業技術を学習させることは不可能である。

⑥選択を多くしたのは就職組をむしろ進学組に対し邪魔者あつかいにする恐れがある。

⑦こんなにも早急に改変されでは實にわれわれは安心してこの教科と、取組めない。これが原因で専任教師でさえ不安としようりよの毎日である。

大分市立滝尾中学校

安達宮一

# 憂うべき教育行政の動きをみつめよう

太田

卓

## △政党・資本の教育政策への介入△

近ごろとみにこの国の教育政策は、あらわな権力的性格をむきだしにしているようである。資本主義の再建と再軍備、高度防衛国家体制を確立するために、日本の教育制度を再編成し、合理化することを中心課題にしていくようみてとれる。

昔は、人工衛星の時代、人類的視野の発展がここにきびしく要求されているのであるが、島国根性が尾をひいているのか、技術革新のうわべの力にけおされて、科学技術教育を叫びはしても、依然として人間の窓はひらかず、せまい権力の意志にかじりついた政策がここにうち出されているのである。

具体的にいえば、六・三・三制の再編による下級・中級技術者の計画養成の構想、反共的イデオロギーの育成を意図するかにみえる最近の教育内容の改訂、そのなかにみえる浪漫的復古趣味。また教育の政治的中立という名の下に教師の自由の抑制、いや更にその勤務評定による上からの規格化、これらは、何れも近ごろのこの国の教育政策の動きを示す具体的な指標である。これは講和後の教育政策の反動化の道ゆきの力にささえられてすすめられたものであり、

## △官僚の失地回復△

このように教育への政党の発言がつよまるのと併行して、官僚の支配もつよまつたことも見逃せない。

教育の政党支配と官僚統制という、本来相反する二つの歯車が、相互にかみ合つているところにこの国の権力のしくみの特色がある。日本の資本主義の再建と再軍備という課題に対し、教育体制を合理化していくためには、官僚のもつ専門技術と総合的計画力が必

要とされるのである。それはまた、官僚にとっては、占領下の権力解体政策によつて失つた失地を回復する絶好のチャンスである。

このようにして、とくに大蔵、自治庁官僚の教育への圧力がつよまつてきてゐる。それに関連して、当然、文部官僚の機能は、教育についてのちみつな専門技術的な管理・指導計画をつくること、教育のイデオロギー内容統制、教員運動対策に限定され、ふかめられていつた。ここで一般的にみられるスジは、資本の再編と軍事化政策をおしすすめるために、国家財政にテコ入れがおこなわれていき、大蔵官僚は、政府部内に急ピッチで比重をたかめ、課題遂行のために、教育費、公共事業費というようなものを非緊急の経費として、大巾の削減をおこなうようにもつていつたということである。そしてこのような経費の整理・能率化という手順は、行政権力の集中を必要とし、このようなところから、地方行政の一元化——教育行政の自主性の抑制ということが、自治庁官僚やそれにつらなる諸勢力から出され、政府・与党によつて経費のエコノミー、行政能率の確立ということで支持された。そしてついて「教育委員会制度」を全面的あらため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭31)にし、民主的分権の独自性、教育行政の独立性を骨ぬきにして、文部省を拠点にする、国の教育政策の一貫的遂行を可能にするしくみをつくつていつたのである。

### △教委制の改編と文部省の権力強化▽

もちろんこのうどきのなかで、文部省は、大蔵省自治庁からの圧力で、そのお株をうばわることをとくに気にして來た。しかし、地方財政の危機がつよまり、大蔵・自治庁当局の教委制改革への圧

力が決定的になり、権力の集中と経費の能率化が保守党政権によつてはつきりとうち出されでは、文部当局としても、教育行政の独立性といつて、その行財政的権限の足場の確保をつよくうち出すことはできなくなつた。そしてまた一方には、教育財政危機の深まりによつてかえつて下から国民教育をまもろうとする戦列の幅がひろまり教育自身が、政府の教育政策に批判的にもあり、まして、「日教組」のうどきは目にあまるものがあるとみられるにいたつたのである。ここに「教委制度」を下からの国民教育の力をくいとめるしつかりとしたクサビとして、「性格変革」をしなければならないと文部当局自体も認めざるをえなくなつたのである。これは教委制度の公選制、地方分権のたてまえ(文部省はその権限行使にあたつては法律上あるいはこれにもとづく辞令に別段の定めがある場合を除いては行政上および運営上の監督を行わない——文部省設置法・五条二項)、教育の予算原案送附権、支出命令権。更にまた「指導主事は命令・監督してはならない」(旧教委法第五二条四項)というような法律規定をかえることによつて具体化されていつたのである。これによつて、中央教育行政機関は、地方行政機関を、従属的関係におき、一貫した行政指導ができる立場をつくりあげた。

### △国民全体への奉仕と条件整備を忘れる 教育行政▽

もとより全行財政の総合的能率化、集権化の一環としてのそれであるゆえ、総合的能率化をめざしているという行財政的力にしたがい、そのワクに一目おいて管理・指導の専門的権限をつくりあげていかなければならぬのである。したがつて、教育行財政の死命は

政府官僚機構内の財政的思惑により、更にその背後にある政党・資本の圧力によつて左右されてしまう。教育基本法には「教育は、不当な支配に服すことなく、国民全体に對し直接責任を負つて行わるべきものであり、教育行政は、この自覺のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならぬ」(第十条)といつてゐるのであるが、国民全体に対する責任はもとより、教育の目的それ自身が、政策の下風におかれ、教育の目的を主座にすえてその条件整備をすることをもつて、教育行政のしごととするのではなく、政策のおもわくによつてうごかされる行政機能によつて、教育条件の整備は、つじつまがあわされるといふみじめな事態になげこまれてゐるのである。「すしづめ学級」のように、与論がたかめられて、解消の責を行政当局自身がとらねばならず、また政党自身も選挙などの思惑くからいくばくかの処置の手をうつにしても、抜本的な財政措置はなさず、弥縫策に終止し、与論のしづまるのを待とうとする。行政担当の官僚自身は、設置規準や基準財政需要額などの法的、財政的技術論で逃げ道をつくり、地域や父母大衆の私的支出にかたがわりされるなどして、なかなかに教育現場の条件は、教育的にのぞましいものになつていくことはできないのである。

### △無理さんだんの商業教育、科学技術教 育振興策△

このようなワクを百も承知の上で、資本や政党の、要求により「商業教育の振興」「科学技術教育の振興」がうち出されれば、その予算のワクを無理さんだんして、この面の振興費にありあつてようと

する。したがつて国民全体に責任を負う義務教育自体においてもその基本となる教職員、施設、設備の条件は、貧弱なままにおさえられて、「商業教育」、また新しくは、「科学技術教育」の施設、設備の局所的充実、教育内容の局部的分野化がおこなわれ、全体の教育とその条件はアンバランスをひきおこすのである。更に問題がつきほかで知識能力の基本的育成をしていくという目的をうちすてて、やすい経費で、効率のいい実用的な教育をと、義務教育自体から抜本的にかえようとする事態ともなるのである。(昭和二六年政令諮詢委員会で実用教育をめざした義務教育六・二制がでており、今回の中学校における進学コースと就職コースの二本建ともまたこの危険をあきらかに示すものである)もとより、産業教育——その基本としての科学技術教育がわるいというのではない。むしろ、産業教育を基盤でした国民教育の体制が、国民の生活にねざし、国民に支持されてつくられていくことをのぞむものである。ところが、現在の教育行政の産業教育・科学技術教育へのかたむきは、国民全体の生活の場にねざしたものではなく、更に教育的意図と配慮が一貫的につらぬかれたものではなく、政党・資本の思惑くにうごかされた政策によつてうち出されたものできわめて非教育的因素をもつていわねばならないのである。

### △文部省の専門的な監督指導の力△

このように、教育行政は、教育を生活において機能するのではなく、政党の政策意図にひきまわされてうごいていることがしられると。これは財政施策面でもつともはつきりするのである。しかし文

部省の施策は、これをあらわにはあらわさない。この露骨なすがたは、権力をにぎる政党の要求とし、また大蔵・自治庁関係の非財政的圧力としてつかまれる。

文部省の役わりは、その政治的経済的圧力のワク内で、いかにして教育行政のもつ専門的な監督、管理、指導をおこなっていくかといふことに精力をかたむけることになつてゐるのである。つまり、総合行財政の視点に立つて、高度に集権化した体制がつくられる条件のなかで、教育行財政もそのルーティン化される道すじにのり、上から教育の場に管理基準をあたえ、その能率をたかめ、その能率化とみあいながら、教育内容の学習基準を国家的に制度化し（学習指導要領の改編基準化、教科書検定の強化）て国の条件にふさわしいと考える画一教育を指導監視しようとするのである。

前者は、「学校管理規則」を文部省の行政指導によつて、各都道府県につくらせられたいきさつによつてあきらかであり。後者は、道徳教育、科学技術教育などを軸にする、教育課程の改編のうごきによつてあきらかである。

このように、文部省は、教育行政の最高責任者（？）として、教育の場の末端（？）にまで行政管理監督の力をはたらかし、また教育内容へも指導統制の行政的力をはたらかすようになつていつているのである。

### △教育の主体条件をしばる勤務評定▽

このような文部省のもつ教育行政の権限意識は、教育の場の主体的でない手である教師に対しても、決定的なワクをはめようとする。「学校管理規則」につながる「教職員の勤務評定」が、教職員

の人事管理の機能を合理化し、志気が高まり教育の効果の向上がおのずから図られるのだとして、強行される段階にたちいたつてゐるのである。この評定そのもののなかに、文部省の、それをうごかす行政官僚の、教育とその行政・管理のかんがえかたがあからさまにされている。勤評の内容はそれでも、文部省じきじきに出することはさしひかえて、「教育長協議会試案」として出させ、各都道府県はこれを模範として評定集を早急につくるよう、指示している。いい

分として、今まで「法によつて勤評は定められていたが、ようやくにして科学的評定方式がうち出せたので」おこなうのだというのであるが、これはまやかしであることはいうまでもない。愛媛県の勤評問題でもあきらかなように、経費、削減、教員首きりの客観的資料をととのえるためのものであり、上からの管理権をつよめて、教員の自主的結合の態勢をくずす、きわめて政治的なものであることは疑いえない。（日教組を目のかたきにする自民党の圧力からあきらかである）

愛媛県ではづさんな、評定様式であつたのでこれをあらため、客観的な評定尺度による科学的評定方式をもつてこれを合理化していくのだというのである。ところでいうところの科学的管理方式とは何であるかといえば、フォート・ティーラーシステムの亞流のような職務分析による評定方式であり、（これは産業技術教育講座五巻「生産労働の科学」で伊吹山氏が批判しているとおりで、その責にたえないものである）。つまり、○教育行政の運営を一般私企業の経営管理のアナロジーによつてとらえ、管理者と被管理者の機能を峻別しているし、○科学的であるためには現実の諸条件や体制整備のなかで職務遂行の水準が考えられ、それによる客観的評価がなさ

れるのであるが、それを捨象して、職務遂行の水準をつくり、その枠内においてしごとの合理化、能率化をとげさせようとする、管理者の恣意をもつており、しごとをおこなう人間は、集団からきりはなされたアトム的個人として、とらえられ、標準化された作業計画にしたがつて作動するルーティン化された人間としてとらえているのである。これを更に、具体的にみるならば、管理者の立場に立つて、被管理者である教師を個々に競争させ、そのことによつてしごとの能率をあげさせ運営管理をたしかなものにしていこうとするものである。それによって上からの運営管理上の目的は或程度とげられても、教育の場がもたなければならない教育自体の効果はどれだけあがるか、危惧せざるをえない。

つまり、げんざいの教育の場は、その施設、設備条件等において

きわめて不備であり、したがつて教師のしごとは、きわめて無限無限定なものとして個々の教師にのしかつてゐる。その条件を無視して、教師のしごとを上から標準化し、評定するとなれば、管理者のワクにはまり、見せかけだけの効果をあげる教師のみがうかびあがる結果ともなる。

このことは、教育の真の向上を促すものではなく、能率向上の擬装何もかもうまくやつてゐるようみせかけることを促すものであつて、したがつて現状の矛盾や問題をみせかけの背方にかくしてしまふ、それだけ本当の改善——教育の実質上の向上をおくらせる結果となつていくのである。

これは、教育行政当局自体が、条件整備の責をたなあげして、げんざいの教育の場の責を教師におわせ、更に、このような矛盾をしいる管理の方針を制度化するところに生ずるあきらかな害悪であ

る。このような条件のなかに、産業教育、科学技術教育と、局部的課題をつよく出すしがいられるならば、教師の負担は更に重くなり、全体の教育効果においてマイナスを生ずることともなりかねない。

以上によつてみられる基本的な問題は、官僚が、教育現場の主体性を尊重せず、行政管理上の権限が教育の主体的条件をも統制支配しうるという思いがあがつたかんがえである。つまり行政上の上司が教育に関する専門的議員においても高いものとかんがえ、校長をはじめとして、それぞれの専門的能力によつて教育現場の仕事を主体的にもりあげてゐる教師のニニークにして、総合的な教育力を、権力によつて評定し、管理していくとする官僚的な管理統制の観がある。

×

政策、行政のうごきはこのように教育現場の生命をうばい、権力の意志によつて独自の方向をもつてすんでいると、ここにあきらめをもたなければならないような悲観的状況を感じることにもなる。しかし、このような権力のあからさまなうごきは、実は下からの国民教育のうごきが強くうごいているような作用であるとも考えられる。この上からの力のうごきに対して、現場の教師の意義を結集し、国民の教育の期待にこたえられる立場をつくすことによつて教育破壊の力への防波堤をつくつていかなければならぬとみとめあうべきである。

(国学院大学助教授)

[国] [会] [録] [音]

文教委員会会議録から――

第二十八回国会参議院文教委員会会議録

(昭和三十三年二月二十七日付より抜萃)

○松永忠二君(社会党) 科学技術の教育振興の方策というものが答申をされて、それに基いて本年度の重点的な文教予算の施策として盛られていることは、たびたび文部大臣からも御説明があつたところであります。実は、その科学技術教育の振興に関する中教審の答申についても、一般的の批判としては相当やはりいろいろな批判があるわけであります。特にこの振興方策の答申が、一般的な基礎学力であるとか、あるいは専門的な基礎学力、あるいは一般教育的重要性というようなものを、一應は指摘をしているけれども、非常に技術者を養成するというような養成の計画に重点がおかれている。あるいは科学技術の教育といふことであるけれども、非常に職業教育そのものに重点が置かれて、やや場あたり的ではないか。即効薬的な答申に重点がおかれてい

いるのではないかというような批判も、実は一般に行われてゐるわけであります。で、この答申を中心として出された今度の科学技術の答申を一わたりみてみると、理工科の学生を増募すると、千七百名以上の者を増募するというような関係の予算であるといふことは、じゅうぶん三十三年度の予算でもこれはもの足らない、不満であるといふ氣持は持つておるのであります。しかしながら、御質問のうちの小学校、中学校等における準備教育、それにも相当力を尽さなきやいか、あるいは原子力関係の講座を増設するとか、あるいは高校の課程の中に産業科を設けるとか、あるいは専科大学を設けるとかといふようなものに伴う予算というものは、相当やはり充実をされている。いわゆる技能養成という点については、非常に重点がおかれています。さるに量の上においてばかりではなく、質の面においても充実せんけりやいかぬというので、現在の国の財力の関係においては、満足はできませんけれども、多少なりとも頭を持ち上げるというふうに、予算の上に表わして参つたわけであります。(後略)

○政府委員(天城勲君) 科学技術者の養成的な基礎的な科学技術振興に伴う予算、たとえば教官研究費であるとか、学生経費であるとか、あるいは教官研究の旅費であるとか、あるいは学生の実習指導旅費であるとか、あるいはそ

の學生増に伴う定員増であるというような問題とか、あるいは一般の理科教育の施設充実とかというような基礎的なものについては、非常に予算がやはり不十分だというようなことが指摘をされるわけであります。そこで、こういうふうにお考えになつてはいるのか、まずその点について一つお尋ねをしたいわけであります。

して、一応の基本を立ててみたのでございま  
すが、その後産業の将来に向つての規模の見  
通し、あるいは経済的な動きもございますの  
で、科学技術庁その他の関係庁と、この問題  
をさらにこまかく検討し直している段階でござ  
いまして、将来に向つての科学技術者の養  
成の計画の問題につきましては、関係庁と緊  
密に連絡してやつていく考え方であります。

(中略)

○松永忠二君 やはり同じ中教審の答申に、  
中学校について、進学者、就職者というもの  
について、進学者には基礎学力の向上をはか  
るとか、あるいは就職者については職業技術  
者の、技能者としての資質の向上をはかれと  
いうようなことが答申として出ておる。それ  
と歩調を合わせて教育課程審議会で、御承知  
のように中学校について進学組とか、あるいは  
就職組というようなものを作つていくとか、  
といふことが出されておるわけです。現在の  
ところはその大幅な教科選択について幅を認め  
ます。で、文部省の方でも四月から中学校の三  
年について、進学、就職の区別をはかり、あ  
るいはその大幅な教科選択について幅を認め  
ていくというようなことを考えておられると  
いうふうに発表もされておるわけで、しかし  
この問題については、大臣も各地のいろいろ

な方面の座談会に臨まれて、いろいろな方が  
御意見を聞かれておることと思うのです。

特に私どもが考えることは、義務教育の中に  
どういう形で、一体職業教育を持ちこんでい  
くかということは、なかなか大きな問題があ  
るわけです。で、今の中学校の職業科という  
ものの内容を改めていかなければできないと  
か、あるいは施設の充実をはかつていくとか  
教員養成の充実をはかつていくとか  
していかなければできないということは、確  
かに私ども異論のないところであるし、しか  
し、どうしても義務教育である以上、やはり  
職業教育といつても、基礎的な訓練であると  
か、科学的な基礎学力というものを伸ばして  
いくということに重点をおかなければいけな  
いし、そういう方面から考えたならば、全教  
科の充実というような点に、中心を置いて  
かかるべきだと私どもは考えておるわけで  
す。現在の中で、この職業の大大幅な職業選択  
の時間を設けたとしても、実際にはそれを取  
り扱う先生というものは、具体的に職業科の  
先生というのは非常に充実をされていない、  
施設もほとんどできていない。そういう中で  
時間を二時間ぶやしてみたところが、現実に  
は充実したところの職業科の授業というもの

ができるわけじやない。そういうことも考え  
合わせ、また一体義務教育の中における職業  
教育のあり方というものから考えてみても、  
これについては、教育学者や現場の教師から  
非常に批判が出ているということ、これを早  
急に実施をするということについては、非常  
に困難な問題があるということを、各方面か  
ら言われていることは御承知の通りだと、私  
ども思はうわけです。文部大臣は、いろいろな  
座談会へ臨まれて、いや、これは試験的に実  
施していただきたいというようなつもりでいるん  
だというお話をされている、座談会の模様も  
私どもも聞いておるわけである。私たちとし  
ては、やはりこういうふうな問題については  
ある試験的な期間をおいて、あるいは学校で  
自由なやり方をしばらくやって、いざそれがい  
いかということを、研究の結果が出てきてか  
ら、これを確実に実施していくというような  
慎重な配慮が必要だと私ども思うわけです。  
私どもは法的な疑義をもつておるわけですが  
が、大臣としては、これを明年度から強制的  
に直ちに全部実施していくというつもりをも  
つておられるのか、それともやはりこれは一  
つの試案として、各学校において実施を必要  
とするものは実施をしていく、そうでないと

いうものについては、現状のままでいくとかあるいは特別な指定校を設けて、こういう方法で実施をさしていくとかいう幅のある考え方で、これを実施していこうとするのか、それともこれはもう必ずこういうやり方で一齊に実施をさしていくという気持をもつておられるのか、その辺について大臣のお考えをお聞きしたいわけあります。

○國務大臣（松永東君） これはまだ、どの

学校についても強制的に明年度から実施をしていくというふうには、まだはつきりきまつちやいないのです。私の気持はまだ表わしておりません。ただ問題は、御指摘になりまして、中学校あたりからそろそろ基礎学を、つまり物理、化学、そういう面についての基礎学を十分浸透させていく必要がある。そして中学で職業に移る子供たちには、職業上の手引きをする必要がある。そこで、それは選択的にあるいは工業とか、あるいは農業とかいう方面に振り向いていつて、すぐ学校を出てからでも差しつかえのない、職業的一面に飛びこんでいつて多少の参考になり、裨益をもたらすというふうにせなければいかんというふうな計画を立てまして、研究を続けております。私の今まで研究いたしまし

た範囲では、これを強制的に新学期から進行していくというところでは、まだ相談はいたしておりません。ただ選択的に、そうしてその学校所在の土地の環境に従つて、それぞれその特異性を生かしていくというふうなやり方でいかんければいかんのじやあるまいかというふうな研究は、今日までやつて参つております。

（中略）

○松永忠二君 一つ大臣にお聞きしておきたことは、今、文部省が実施されていく方向の中に、特にたとえば高等学校の産業科を作るとか、専科大学を作るとか、あるいは就職とか進学とかいうコースを設けるとかということについても、私どもは一体日本のこういうう経営をしている人たちが、自分たちの責任においてそういう技術教育、技能教育というものは、自分たちの職場においてそれを訓練していくという施設を充実していくべきである

かというふうな、具体的な考え方というものは持つておられるのかどうか。そうしてこういう問題を学校教育に持ちこむことについては、どういうふうにお考へになつておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣（松永東君） ただいま御指摘にて、そういう責任を果さないことを、学校教育の中で責任を果していかせるようなやり方について私は、私どもは賛成はできかねるわけです。もちろん、今の学校教育の中で不十分な点については、十分改めていきかねるわけです。しかし御承知の通り、わが国は中小企業家が非常に多いのでございまして、そうした施設

今考へている考への中には、経営者が自分の果すべき技術者養成の施設の充実という点については、何らの努力をしないで、それを学校教育の中でやらせていくこうというような気持が、相当強く働いているというようなわけであります。これについてはいろいろな協議会等でも、文部省はもつと現場の先生、そうしてまた教育を實際担当している人の意見を、もっと尊重していくべきだという意見を言われているわけです。文部大臣としては一体今後こういうふうな、経営者が職場なりあるいは職場の連合体で技術者養成の問題をどういうふうにして推進していくべきであるかというふうな、具体的な考へ方といふものは持つておられるのかどうか。そうしてこういう問題を学校教育に持ちこむことについては、どういうふうにお考へになつておられるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣（松永東君） ただいま御指摘になりました松永委員の、その職場々々においてそうした技術者を養成するということが当然だというような御説、まことにそうした計画は望ましいことなんであります。（中略）

しかし御承知の通り、わが国は中小企業家が非常に多いのでございまして、そうした施設

を、あるいは学校を経営することのできないような小工場がたくさんござることは、御承知の通りであります。従つて、われわれ文部当局いたしましては、そういう方面的に立つような技術者、中堅技術者をたくさん作らなければならん。そういう必要性から申しましても、今御指摘になりましたやうなやはり文部省いたしましては昔の専門学校、つまり戦前の中等工業とか、一橋の高等商業、そういう中堅層の技術者、実業者を作るという方針で進まなければいかん。そつとすることが実用向であるというふうに考えまして、それで三十三年度から新しい計画として御協賛を仰ごうとして、今法律案を出してい

る次第であります。

○松永忠二君 その新しく考え方でいる各問題について、具体的なこまかいことにつきましては、またお尋ねするとして、一体この辺でやはり文部省は職業教育というものの、技能者養成というものについて学校教育の協力でできる限界といふものを、一つ明確にしておかなければいけないじやないか。まあ、松永文部大臣が出られてきて、いろいろ次々と出でてくるいろんなやや教育制度の改革に触れるような問題が、比較的安易に出てきているわ

けなんです。（中略）学校教育の中で果すべき職業教育、そして一般経営者の果すべき職業教育というものについて、文部省としてはこういう考え方を持つておるのだという基本的な態度を明確にされる必要があると思うのですが。

○國務大臣（松永東君） 今の御指摘になりました点は、要するに六・三制をゆすぶるような計画を立てかかっているのじやないかというよりも聞えるのですが、それほど大した考えを持つてはいるのではない。六・三制は、このまま内容を充実して発展させてけりやならぬ。しかし、御承知のような世界環境、経済情勢に即応するように何とか今後の教育もやつていかんけりやならぬということを焦燥するあまり、すべての人がなるほどと納得のいくよな問題ばかりではありますまい。（中略）われわれ日本の教育いたし

までは、これに取り残されるわけには参りませんので、何としても、おくれをとらぬような施設をやつていかんけりやならぬといふに考えて、こういう計画を立てているような次第であります。そうして今仰せになりました大きな工場・会社あたりでの実業家がやつておる方面に必要な工業技術については、まさしておいてもいいんじやないかというふうにも聞えるのであります。しかし、それはそういう方面的の必要に応じた教育はその特異性を新たに作つて生かしていくといふふうになさることが結構でございましょう。私どもいたしましては、全国にまたがつておる科学技術が必要である。その必要性に応じて、普遍的な一般的な技術を教育していくというふうに考えておる次第でございま

## 第二十八・国会衆議院予算委員会第二分科会議録

（昭和三十三年二月十七日）

○辻原分科員（社会党） 次に教科課程の問題であります。これは根本論はさておきまして、最近國工それから職業科の問題が、教

科課程審議会で結論が出たようです。それによると、美術科、それから技術科、こ

ういうふうに名称をかえてやる構想であります。

す。そこで一つ伺つておきたいのは、これは道徳教育と非常に関連があるのでですが、どうも今度の結論をみても、美術科はやはり減らして時間を余らせる。余つた時間はどこへいくかということです。

○内藤政府委員 これは道徳教育とは全然関係ございませんので、この点だけは最初にお断りしておきます。

それから美術科と技術科という点でございますけれども、従来御承知の通り、中学校では職業・家庭科という科目がございます。この教科は必修と選択とございまして、必修の方では農、工、商、一通り全部の教科を勉強するわけでございます。そのほかに選択教科として農、工、商、家庭等がございます。そこで今度の技術科のねらいは必修の分でございます。義務教育の段階において、すべての生徒に必ず必修させるためには、農、工、商家庭全部というわけには参りませんので、特に教員の養成の面から考えましても、すべての教科をマスターすることはちよつと無理でございますので、どこに重点をおいていいか。生活技術という点に重点をおいていく。特に製図とかあるいは木工、工作等、工作関係に重点をおいて、そして職業教育の基

礎教育をしていきたい。もちろん農業でもモーター等相当機械を使つておりますので、農業、水産、家庭、あらゆる部面に機械的なものが入つておりますから、機械に対する知識あるいは工作に対する技能、こういうような点について重点的に扱つていきたい。その点が従来のように農、工、商、家庭のようにはけないで、どこかに焦点をしほるという改正でございます。そこでこういう技術科の構想が出て参りましたので、従来、図画、工作という科目の中で、もちろん図画の部門はこれだけつこうでございますけれども、工作の部門が、ともすると、教員の養成の面から考えて不十分になつておつた。この点図画の方における美術と関連しまして、デザインとかあるいは工芸等のようなものは美術科でいたしますけれども、工作的な要素のものは今まで申しました技術科の方に移す、こういう考え方でございますので、むしろ工作的な面はそちらの方で強化される、さような観点から美術科、図画、工作の時間を少し減らしてもいいんじやなかろうか、こういうふうになつたわけです。減らす理由は、もう少し根本的に社会へ出てしまう。四割が全日制に、一割が

定時制に、残りの五割が、職業にそのままくというわけでございますので、若干ここで教育課程に弾力性をもたして、生徒の進路、特性によつて教育をしていきたい、すなわち就職するものには基礎的な職業教育を陶冶するし、進学するものにつきましては、語学なりあるいは数学なり、そういう基礎的な学科の上に重点をおく、かような意味で、今申しましたように多少教育課程に弾力性を持たしたい、こういう趣旨でございます。

## 夏期研究集会おしらせ

ことしの夏の研究集会は変転する科学技術教育の動きのなかで、すこぶる重要な意義をもつています。連盟にとつてばかりでなく、各方面からも注目のまととなつてゐるとさえいえるでしょう。

日本の教育界がアツと驚くような立派な成果をあげたいものです。会員の皆さん積極的な御参加をお待ちします。

会場は東京都浅川町の高尾山  
会期は八月一日～三日の予定です。

(事務局)

# 研究部会の動向

農業分野・工業分野の研究部会から、それぞれ研究のための一つの視点を示していただきました。会員のみなさんの実践とその理論化にくみこまれて、さらに討論を深めたいとおもいます。

## 技術科における

### 農業的分野の教育的意義

#### 農業的分野研究部会

科学技術教育は世界の情勢から考えて、一段の振興をはかり模倣の技術から創造の技術にまで進み、世界的水準にまで向上するよう努力しなければならないことは当然である。

ところが今回さらに「技術科」という名称のもとにその改訂が進められ、（改造という方がよいかも知れない）工業的分野中心にその内容が盛り込まれようとしている。このことについては、なんら異論のないところであろう。

新制度下の中学校発足以来十年間、職業・家庭科指導要領も三回に亘つて改訂され、昭和三二年度に改訂された新指導要領は、現在現場教師たちがその実践になみなみならぬ努力を重ね、しかも一般普通教育の中での技術教育としての性格を確認して出発している。

特に実業界から教育界に対する要望が工業分野に強く打ちだされたためと、各種の勢力関係から真に技術教育の振興が叫ばれるのでなくして、何か経営者に従属する人間をつくり、さらに選択科目などの構想は義務教育の中に階級的差別をつけ、戦後の教育改革がめざした三つの基本的方向の第一に掲げられた学校体系を統一して、教育における階級性を排除しようとした根本理念をくつがえしてしまはしないだろうか。

一般教育の中での科学技術の振興という視点に立つて、農業的分野の内容性格から考えて、義務教育がねらう人間形成の上にどのように役立つか、その意義について考えてみよう。

#### 一、科学技術としての農業的分野の発展から

農業およびその関連分野は、従来の実業教育的、言葉をかえて言えば旧来からの伝承農法から科学（自然・社会）の基礎に立った技術教育として再出発しようとしている。その内容から考えて、一つの作物、一頭の家畜を飼育し、栽培してゆくにもその根底をなす、社会科学的な条件と、最近急速に進歩した進歩しつつある、土壤学、肥料学（飼料学）遺伝学、生理学、気象学、土木工学などの科学体系を根底とした、多元的要素を総合的に思考して、生命体を育成するという科学技術の進歩に最も重要なロジックを追う習慣をつく

るという科学性や思考性を直接五感にうつた  
えて、指導するという教科の特質をもつもの  
である。

従つて都市・農村・進路の如何を問わず、  
現在日本の要求する、科学水準の向上の根底  
をなす、国民の科学的素養を高め、科学の峯  
を高めるための裾野の拡大化という意味から  
最も大切なことである。

二、都市と農村の相互理解に必要な内容を  
もつ、従つて農業的分野を都市、農村、男女  
の別なく一定量を指導することの意義がある  
わけである。

農村と都市とは、相互に依存し共に栄える  
べきものである。従つてこれらの内容を具体  
的に互に考えてみよう。

① 都市の消費生活の部面から考えてみると  
なら、第一次生産の農業生産は衣食住の根元  
であり、工業原料の供給としても大きな役割  
を果し、これらの生産活動を通して消費生活  
の合理化と生産者への理解は明るい社会をつ  
くる重要な要素となる。

② 農業生産は、工業生産の進展に伴つて  
技術も変わり、工業生産によつて農業生産を  
大きく変え得るものである。すなわち農業機  
械や化学肥料など、化学生産の向上は農業技

術を変革する。そのためには工業人としても  
農業技術を習得することは社会的意義が大き  
い。例えば化学肥料やビニール用布、農業機  
械などの関連から考えてみると理解は容易で  
ある。

③ 青物市場、工業原料、糧食関係、運送  
業など農業と関連性の深い職種のものの農業  
生産技術の理解は特に重要である。

④ 森林資源、造林などの関連と国土保全  
の意味から国民全体の深い理解が必要であ  
る。上述のように、都市と農村の相互理解は  
国の政策からも重要な課題である。

三、農業技術教育は人間形成の上に重要な  
意義をもつ。

① 農業生産は、生命体の育成を通して行  
われるもので、その特徴は工業生産と違つて  
自然の諸条件の中で生命体を先に述べたよう  
な科学的条件を思考し、更に好条件を与える  
ための人間に最も大切な思考活動を起させ  
(対応—観察—思考—好条件を与えるための  
技術) その条件に基づく技術活動を起すとい  
う人間形成の上に重要な陶冶が行われる。

② 思考作用の多元的統合性は、他の教科

る。

③ 生命体を取扱うと言う関係から継続的  
思考と活動が連続し、正直性などが養われさ  
らに科学的理性的愛情と、経済的思考を相互  
に行う人間形成がなされる。

④ 勤労観の育成は、あらゆるところで育  
成されるであろうが、農業生産活動が最も肉  
体的にも強く培われ、しかも單に働くばかり  
でなく思考して働く中からよい社会をつくる  
ための労働の意義の理解には便利である。

⑤ 花づくりなど生命の美しさを凝視して  
行う生産活動は、生命体にのみ湧く愛情と、  
努力の結果から得られる自然美の極致とは、  
科学的愛情となり、人間必須の性格的条件と  
して人間形成のうえに重要な役割を果たす。

四、農業生産は、經營が中核をなすもので  
あるから、經營、管理技能をもつ人間形成の  
うえに重要な教育的内容をもつ。

① 農業生産活動は、資本、労力などを根  
底に作付計画にはじまり、一應企業の形態を  
なすものである。従つて經營技術の習得に最  
も適する教育内容をもつ。

② 生産過程や生産構造の理解に役立つ教  
育内容をもつ。即ち学校における工業生産は  
模式的範囲を出られないが、農業生産は学校

といえども実社会の生産と同じ形で同質のものが生産され、その過程も同一状態で、社会とのつながりの追及は生産過程や生産構造に対する理解に有意義な内容をもつ。

五、各教科、技術科内の他群などを統合し関連させる内容を多く含み、社会科、理科、工業分野、商業分野、家庭分野などの学習に深く関連し相互にからみ合つて、それらの教

育に息吹きを与える内容をもつ。

以上の諸点から考察して、現在進められてゐる教育内容の編成にあつて、さらに一群の内重要性を思考され、一般普通教育としての教育的意義を理解され、技術科における農業分野のウエートをじゅうぶん検討しなければならないのではなかろうか。

(農業的分野研究部 草山貞胤)

## 工業的分野の研究を

どう進めて行くべきか

### 工業的分野研究部会

な技術を抽出する。

工業的分野研究部は、新年度以来、再三にわたつて部会を開き、来る三十七年度から実施される「技術科」に備え、「どのような問題について、どのような方法で研究を進めて行くべきか」を、繰り返し検討して來たが、過日ようやく具体的な研究方針がまとまつたので、ただちにその方針にそつて、新しい研究を開始した。以下は、その方針の大要と研究の一部である。

一、各分野とに、必要性に基づいて基礎的

とを前提として、ある程度中学校で取り上げることのできる「プロジェクト」を予想し、

またはそれを強く意識して選定されたものではあるまい。このことは、基礎的な技術が機械分野の「整備修理」では、電気分野の「保守修理」では、どうようと、狭い視野に立つて抽出されていることでも、またその中に「プロジェクト」的な色彩のこいのが多いことも、うなずけると思う。そこでわれわれは、新発足する「技術科」に備えて、これから社会人の一般教養として、ぜひこれだけは子供達の身につけさせておかなければならぬという「必要性」を基盤とし、「プロジェクト」に捉われることなく、「製図」「機械」「電気」の三つの分野について、各分

野ごとに基礎的な技術を再抽出することにした。もつとも、近年のような目覚ましい技術革新の時代にあつては、ここでいう基礎的な技術は、時代とともに変移していくであろうし、また抽出する人それぞれの立場によつても、ある程度差異を生ずるとは思うが、○一基盤的な技術の抽出でもあるまい」というふきもあるかもしれない。しかし現在、第二群の基礎的な技術として上げられているものの多くは、「共通の必要性と可能性」というこ

野に関する学習時間は、「技術科」全学習時

間の約三分の二になつてゐる)を、抽出のための基本的な視点とすれば、一応普遍性のある基礎的な技術がおさえられるのであるまいか。

このような視点から、研究の手がかりを示す意味で、「電気分野」について、基礎的な技術と思われるものをあげてみると、一応次のようになる。しかしこれらを、真に妥当性のあるものとするためには、さらに今後、十分の検討が必要であろう。

## ○ 技能

- (1) 電線の接続のしかた
- (2) 卷線のしかた
- (3) 配線のしかた
- (4) 電気計器の取り扱い方
- (5) 絶縁試験のしかた
- (6) 抵抗のはかり方
- (7) 電圧のはかり方
- (8) 電流のはかり方
- (9) 調整のしかた
- (10) 故障診断のしかた

## ○ 技術的知識

- (1) 配線図用記号
- (2) 磁性材料の種類と用途
- (3) 絶縁材料の種類と用途

(4) 電線の種類と用途  
(5) 電気器具の種類と用途  
(6) コイルの種類と用途  
(7) コンデンサーの種類と用途  
(8) 抵抗の種類と用途  
(9) 真空管の種類と用途  
(10) 繼電器の種類と用途  
(11) 電気計器の種類と用途  
(12) 電源装置の種類と用途  
(13) 電動機の種類と用途  
(14) 安全電流と定格値  
(15) 電気事故防止  
(16) 電気工作物規程

(4) 電線の種類と用途  
(5) 電気器具の種類と用途  
(6) コイルの種類と用途  
(7) コンデンサーの種類と用途  
(8) 抵抗の種類と用途  
(9) 真空管の種類と用途  
(10) 繼電器の種類と用途  
(11) 電気計器の種類と用途  
(12) 電源装置の種類と用途  
(13) 電動機の種類と用途  
(14) 安全電流と定格値  
(15) 電気事故防止  
(16) 電気工作物規程

## 二、基本的な柱を立てて社会経済的知識を分析する。

一般普通教育としての技術教育を目指す、工業的分野の学習では、工業生産における基礎的な技術を習得させるとともに、その技術の社会経済的な意義を正しく理解させることを、重要なねらいとしなければならないことが、常に理論の上で強調されてきたにもかかわらず、それが、ほとんど実践面に生かされなかつたのが、これまでの実情であつたといえる。これは多くの実践現場が、目まぐるしく変転する「職業・家庭科」を追い回しながら、何んと実践を行くことに手一ぱいであつたことも、一部の原因であつたろうが近代工業生産の中に、どのような問題がひそんでいるかを追求し、それをどのような立場から分析して、この教科に持ち込むかの、明確な極め手がなかつたことに、主たる原因があつたといえよう。そこでわれわれは、望ましい社会経済的知識を抽出するための、一つの道ゆきとして、

(1) その技術の発達過程  
(2) その技術の特徴  
(3) 三主要技術の相互関係  
(4) その技術の経営形態に及ぼした影響  
(5) その技術の発達のための必要条件  
(6) その技術の現状と動向  
(7) その技術と日常生活との関係  
(8) その技術と農業・水産業との関係  
の八つの柱を立て、近代工業生産の中にひそんでいる種々の問題点の中から、この柱について、各分野(製図・機械・電気)ごとに、おもなものを抽出してみた。まだ研究の一つの段階に過ぎないが、参考のため、その中か

(1) わが国の電気機器・通信機器製造工業と  
○ 技術的知識

## 外国技術との関係

### (2)、通信機器製造工業における大企業と中・小企業との関係

### (3)、電気技術の進歩と発送電・通信機関の自動化

### (4)、電気機器の生産工程

### (5)、電気機器の生産方式

### (6)、工業生産における電気技術と機械技術・化学技術との関係

### (7)、オートメーションと電気技術

### (8)、企業内研究機関の活動

### (9)、自動制御と電気技術

### (10)、わが国の電力事情

### (11)、通信・放送事業における電気技術の利用

### (12)、家庭生活における電気技術の利用

### (13)、電力事業・通信事業の独占化

### (14)、農業生産における電気技術の利用

### (15)、水産製造における電気技術の利用

ここに掲げた問題点を手がかりとして、さらに検討を統ければ、「電気分野」に関する社会経済的知識が、設定できるのではないかと見か。

### 三、他教科との関連を具体的に検討する

中学校における「技術教育」を効果的に進めるために、他教科——特に理科・

数学科——との関連が重要なことは、すでに周知のところである。しかしこれまでの実践現場の実態はどうであつたろう。カリキュラムに「他教科との関連」という欄を設けることが、次第に定石化したため、どの学校もカリキュラムに、型式的にこの欄を設けるようになり、欄があるからやむをえずその中に埋めくさとして「何か適当なことを書いておく」と、したことでしかなかつたといえよう。真に他教科との関連を図るためにには、この教科の教育内容に密接つながりを持つている理科や数学科の教育内容が、それぞれの教科の中でも、どのように扱われているかを慎重に検討し、また、それらがこの教科で、実際に確かめられ、応用されるようになるためには「理科学習や数学学習はいかにあるべきか」という点まで追求していかなければなるまい。しかし、これは簡単に結論のできる問題ではないから、具体的にどうあるべきかは、今後の研究にまたなければならないし、結論を打ち出すためには、当然長期の連續的な研究が必要である。がわれわれは、前にあげた「教育内容の諸要素を抽出する」研究と並行してこの研究にも取り組んで行くことにした。

プロジェクトは、教育内容の諸要素（技能・技術的知識・社会経済的知識）を統一するための手段であり媒介であり指導単位に過ぎないことが確認されながら、すでに前に述べたように、ともするとプロジェクト自体が、諸要素を抽出するための対象になつてきることは、いなめない事実であろう。したがつて、新発足する「技術科」で、このことが十分反省されなければならないと同時に、プロジェクト自体の意義についても、再考すべき段階に来ているといえる。これまでのわれわれの話し合いで、

「従来のようにプロジェクトを扱いながら、各指導段階で、プロジェクトに関連づけて、基礎的な技術を取り上げていくという学習指導法を改め、プロジェクトを扱う前に、まず基礎的な技術、特に技術的知識を体系的に学習させ、それらを実際にためし、確かめてみるための手段として、プロジェクトを取り上げるような学習指導法がとられるべきである」ということが強調されている。いいかえれば「これまでプロジェクトは、それを通じて基礎的な技術を習得させるための媒介として、指導単位として、取り上げられてきたが、技

## 科学技術教育の振興と

### 中学校技術教育の施設設備

矢野敏雄

教育基本法（一九四七年公布）の第十条には、「教育行政は教育の目的を遂行するのに必要な諸条件の整備確立を目標としてすすめられなければならない」と規定していることを、私たちはまだ忘れてはいない。ここにいふ「必要な諸条件」とは、一般的にいつて、「教育行政によつて設定され保障される教育の人的物的条件」を意味していると、まず理解しよう。中学校技術教育における「施設設備」「教員問題」も、当然この対象となる。

ところで、現在「上」からの教育行政支配による権限の強め方をみると、ごく常識的にいふと、(1)金をだしてなしくずしにその手中におさめる、つまり積極的な財政的措置の手段でいる場合と、(2)金をあまりださないでお茶をにごす、つまり消極的にしか財政的措置の手

ある。この問題を中学校技術教育の現状についてみると、事態は「施設設備がないからなにもできない」という個人のあきらめやサボタージュを教育行政支配の権力者がお先棒となつてますます助長させているよううけとられる。

#### 一

段でない場合とがみとめられる。前者の例

としては校長の管理職手当がそつだし、後者の例には、まず父兄負担の教育費の対象となつてゐるものや、すしずめ学級の現象、つまりそこでは施設設備の依然として不備、貧困であることがそのいい例であろう。

その「施設設備」についていえば、現場における理論面の課題追求と、それに基づいて計画された着実な學習・指導の実践は、例外はあれ、一般には相当程度に整備された教育

に要する……」「経費の全部又は一部を負担する」ときめた「産振法」（一九五一年）が公布されてすでに七年たつ。

しかし最近の情報によれば、文部省がきめた産業教育施設設備の基準に、高校は七〇%に達しているが、中学校は三五%にも達していないといわれる（中教審委員日向熙氏のことばによる）。高校の施設設備七〇%台にしたところで、それは戦後のほとんどの中学校の施設設備のように、ゼロから出発したのではなく、戦前からの既存施設設備を相当數計

#### 二

算にいれてのことであり、すでに古く使用されたえのものや破損破壊しているものも少なくないといわれる。高校側の悩みは、特定の学校を除いては、この七〇%台をふりまわされて、既存施設設備の更新が遅延としてすさまないところにあるが、中学校の技術教育は「一般教育としての技術教育」が依然として名のみの「あるべき性格」に終つてることを物語つている。

文部省がきめた施設設備の基準とは、一九五二年に中央産業教育審議会の答申にもとづいて発表した基準案であつて、それ以来改訂もされて現在に至つてゐる。その理由はどうあらうと、教育行政・管理者側の怠慢であることはまちがいないし、その結果、よりわるいことには、産振法の適用をうけた中学校側を、いつもこの施設設備でなやませ、腐心させてきたことである。たとえばこの基準案によると、「手技工作」の設備だけでもたいへんな金額になる（第一表参照）。これでいくと、「産業教育の施設設備には数百万円」かかるとさかんにいわれたウワサもウソではないし、事実毎年どこの研究指定校でも、施設設備の充足整備には、たいへんな努力と苦心をはらつてきている。

第1表 手技工作に関する設備（85品目）

|             | 費用         |
|-------------|------------|
| 都市向（3学級の場合） | 331,835円   |
| 〃（4~12学級 〃） | 724,155円   |
| 〃（22学級以上 〃） | 1,033,555円 |

中央産業教育審議の答申による基準（27. 2）

第2表 工業分野の施設設備

| 品目数      | 数量  |      | 費用<br>(Aの場合) |
|----------|-----|------|--------------|
|          | A   | B    |              |
| 製図に関する設備 | 15  | 292  | 198          |
| 木工 〃     | 52  | 406  | 124          |
| 金工 〃     | 47  | 267  | 112          |
| 機械 〃     | 18  | 85   | 27           |
| 電気 〃     | 32  | 657  | 73           |
| 計        | 164 | 1707 | 534          |
|          |     |      | 933,360      |

国土社刊「職業科指導事典」から作成

て作成されている。

現場における理論面の課題追求をたえずおこないながら、それに基づいて計画された学習・指導の実践をはたしていくには、まずぞれだけの施設設備を要するのか、およその見当を知るものとして、第二表のようなかなり検討された試案もあるはある。表中個個の品目名や種類については、△「職業科指導事典」四八五ページ以下を参照していただき、(5)生徒に一部の工具類も負担させることを前段階は、大多数の学校で多少の努力により整備可能なものであること。

表中のAとは、「技術分野別実習室（一八学級以上の規模の学校）」の場合であり、Bは「総合工作室（一五学級以下の規模の学校）」の場合である。「費用（Aの場合）」は、昭和

(3) 中央産業教育審議会の答申による「基準」の総額をこえた組織的な学習ができること。

(1) 教育内容と密接な関連をはかること。

三〇年現在の単価で集計した概算である。

中学校において、たとえば「一般教育としての技術教育」の中核をなす「工業分野」の学習・指導の実践をはたすだけでも、具体的にはまずこれだけの設備がいる。もちろんこれは試案であるから、今後さらに検討がつみかさねられていかなければならぬことはいうまでもない。

この試案をみてもわかるように、中学校の技術教育に関するかぎり、他教科にはみられないような施設設備の充足整備という教育以前の困難な問題が、依然としてつきまとつてゐる。その結果つぎのような教育的意義を早急にみいだしてしまうようであやまり、つまり理論面の課題追求を停止させてしまつてゐる場合も少なくない。たとえば、これだけがその原因ではないけれども、戦前からの「精神陶冶の教育」、「勤労愛好中心の作業教育」とか、あるいは一部の生徒だけに課する職業教育に堕してしまい、「一般教育としての技術術」とは程遠い、低い次元での教育的營為と妥協してしまうような危険をいつもはらんでいる。この危険が現在ないとはいえない。それどころか、科学技術教育振興の途上にあつて、その危険性が上からの教育行政の支配に

よつて強化されてきている傾向にある。

### 三

主として日経連、自民党、文部省などがあつついでうちだした科学技術教育の振興策が最近の教育界と世間をたいぶさわがしている。この振興策はもちろん中学校の技術教育にも言及している。しかし教育現場、とくに中学校の技術教育では、この一連の振興策にたいしてきわめて批判的懷疑的だ。「笛吹けど踊らず」である。そしてそれが時をへるにしたがつて賢明であるようになつてきてゐる。振興策が手をかえ品をかえてうちだしてくるごとに、中学校の技術教育の見通しはよくなるどころか、事態はますます悪化する一方のようだからである。そのことは当然その施設設備にもあらわれてゐる。

「一般教育としての技術教育」であるべき中学校の技術教育の施設設備が、この振興策ではどのようにあつかわれてゐるかをみてみよう。

いちはやく科学技術教育振興の火ぶたをきつた日経連は、一九五六年一一月「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」を発表した。そこでは「工業高校の実習施設につ

いては、職場の設備に比して、著しく遜色があるので、産業教育振興法を再検討して、質量ともに内容の充実を図ることが肝要である」といって、中学校の施設設備については大企業と中小企業とではその施設規模も相当の開きがあり、のみならずひとしく生産を高め利潤の追求をはかる点ではかわりない生産現場の施設と、工業高校つまり学校教育における実習施設とを比較対照させて施設設備の貧弱不備を指摘していること、つまり学校教育の体制を生産現場の体制としきみのなかにくみいれて従属させるということ、これが一連の振興策の第一のねらいとなつてゐることは疑いない。したがつて工業高校を主たる対象としての産振法の再検討の要求も、こういう意図と構想からでている。そうして中学校技術教育の施設設備についてふれていよい。その理由は「一国科学技術振興の基盤は幼少年期における理科教育、職業教育の徹底があるので、小学校および中学校におけるこれら教育は積極的に推進し、これが拡充をはかるべきであり」(同前)といふ点にみいだせよう。理科教育の問題は別として、日経連の中学校技術教育にたいする考え方には、つまり職

業教育なのである。職業教育ならば、それは職業に関する知識・情報の伝達が、カンとコツにたよる技能の反復、子どもの理性と感情を無視した肉体的労働・作業、そのためには「文句をいわすおとなしくよく働く」しつけをあわせもつた教育で充分である。

生産現場にてすぐ役立つそのための、あるいは中学校卒業と同時に生産現場に入つていく生徒だけを対象とするのでない「一般教育としての技術教育」を、中学校の技術教育にはじめから考えていい以上、「あらためて中学校の技術教育に実験実習のための施設設備を充足整備する必要はない」という考え方である。この考え方を裏がえして解釈すれば、「一般教育としての技術教育」ならば、それ相当の施設設備の質的量的な充足整備が、中学校の技術教育には当然必要であるといふクツがでてくる。そしてそのリクツは正しいのだが、日経連の科学技術教育の構想は、これを完全に否定した立場から出発している。

#### 一九五七年一二月中央教育審議会が、「高

等学校および中・小学校における科学技術教育に必要な施設設備を急速に整備充実すること」の必要をとりあげ、「産業教育振興法による国の財政的援助を強化し、設備の更新

産業の発展に応ずる特別設備の充実に対しても助成すること」と比較的的理解と好意を示した「答申」も、一九五八年度の文教予算要求額をみると、あまりそれが反映されてはいない。すなわち、理科教育設備費は前年度より六二九七万二千円の増加だが、産業教育施設設備費は二四〇六万四千円の減となつている。そのうち中学校関係はどうか。そこでは「中学校研究指定校補助金」の分だけが、九千万円計上されている。そのうちわけは

$\text{ } \times 300\text{千円} \times 600\text{校} \times \frac{1}{2} = 90,000\text{千円} \text{ } \vee$ となつていて、つまり研究指定校一校当り一五万円で、六百校分である。前年度より三千万円の増であるから、指定校数が四百校から六百校にはなつたが、一校当りの補助金は別に増額されたわけではない。指定校以外の中学校の技術教育における施設設備には、依然としてそれが教育基本法を無視して、中学校技術教育のための施設設備をはじめとする教育条件の整備に必要である積極的な財政的措置を終始怠つてきた結果でもあるという側面をこの

設設備の充足整備を、意図的に、完全に欠いているということを指摘しなければならない。

すなわち中学校技術教育の条件整備にたいして、消極的にしか財政的措置の手段にでていないということは、中学校技術教育の性格と内容を「一般教育としての技術教育」から遠ざけることに積極的だということになる。

中学校の技術教育が、「技術科」と「選択教科」に改編された。それは教育課程の全面的改訂それによる国家基準の明確化、六三制の改廃——それによる就職・進学コースの設置、道徳教育の時間特設による実施という反動文教政策のなかでおこなわれたが、同時にそれが教育基本法を無視して、中学校技術教育のための施設設備をはじめとする教育条件の整備に必要である積極的な財政的措置を終始怠つてきた結果でもあるという側面をこの際充分に指摘しておかなければならぬ。

#### 四

かくて中学校技術教育における施設設備は一連の科学技術教育振興策からは疎外されて

X X X

いる。のことから、私たちは「一般教育としての技術教育」である中学校技術教育の施

今やわが国の教育は大きく、しかも急ピッ  
チに転換しつつある。

勤務評定の実施、道徳教育の実践、教育課程の全面的改正、技術科・美術科の誕生、進路別指導（教育の複線化）等々文部省のお役人もさぞかし忙しいことであろうが、それよりも現場の教師は「何がなんだか判らない」で応接にタタクタに成りそうである。といふのは、勤評反対の大会に出たり、いろいろな道徳教育の研究会に出席したり、教科課程改悪反対の研究会に参加したかと思うと、教委主催の教員研究会で教科課程改正の必要なこととの説明を聞かされた

## 「バスに乗りおくれるな」という声

現場教師の研究活動のために――

なわれる道徳教育研究大会、書店の店頭に氾濫する道徳教育に関する教育書、教育雑誌や新聞に掲載される道徳教育や科学技術教育に関する名論卓説、勤務評定に対する賛否両論等々、少しでも教育に関心を持つ教師を何かじつとしていられない気持に追い込んでゆく。そして、道徳教育や科学技術教育を勉強しなければ遅れてしまうと思い込ませたり、道徳教育について一席弁じたくならせたりする。『あ！ バスに乗り遅れたら大変だ！』

教師が研究することは子どもたちによりよい教育をし指導をするところにその目的があるのではないだろうか。このような研究こそが教師としては本筋の研究であろう。研究のため研究ではなく、実践のための研究こそ現場教師がなすべき研究であろう。このよう

にすると『バスに乗り遅れるな』だと心配することは実際に滑稽なことである。

教育が大きく転転しようとしており、勇ましい進軍ラッパも

ある生徒の事例を聞いて、道徳教育の必要性に思い悩んだり実際に忙しく、やり切れない気持ちにさせられることも多いだろう。教育と真剣に取り組もうとする教師、生徒たちをジックリ見つめようとする教師であればある程『いま少し静かにしておいて呉れ、ジックリ考える時間を与えてくれ』といいたくなるかも知れない。

このような現実を背景として、各地でおこ

教師が教育について研究することはたいせつなことであり、必要なことであることは今更いうまでもない。しかし、その研究は誰のためにするのだろうか？ 教師その人の向上のためであることは言うまでもないが、教師の人が向上することは誰のためになるのだらうか？ 教師その人の将来の榮達や名声を見つめよう。そして、生徒たちの本当の成長のために、眞の幸せのためにどのバス（研究）のために乗つたらよいかを考えよう。あわてて飛び乗つたバスに思わず方向について行かれないようにしよう。

（K生）

## 継電器の解説(6)

稻 茂

田

茂

すでに五回にわたって述べた「継電器の解説」により、一応継電器がわかつたものとす

ると、つぎに教材として何を取り上げるかが問題になる。しかしこれまでの中学校教育に

おいては、継電器部門の学習がほとんど取り上げられていなかつたので、何が望ましい教

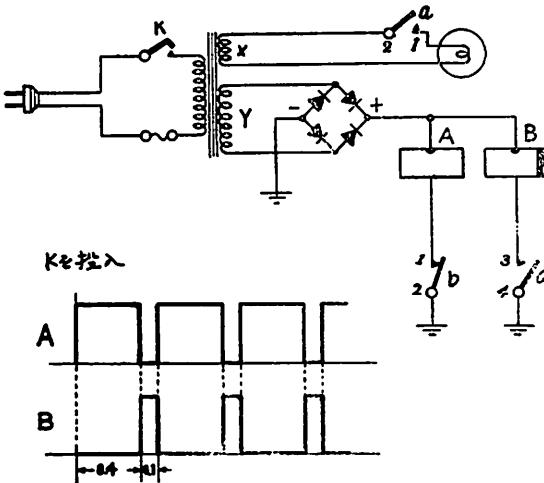
材かは、今後の研究にまたなればならない。したがつてここでは、望ましい教材とい

うことではなく、今後の研究のための参考資料という意味で、二・三の教材例をあげておくだけにとどめる。

### 教材例一 点滅注意燈

第18図がその記号配線図である。A継電器は急速作動・急速復旧型（電流が流れるとただちに作動し、電流が断たれるとただちに復旧する）、B継電器は遅緩作動・遅緩復旧型（かりに遅緩作動時間を○・四秒、遅緩復旧時間を○・一秒とする）で、交流を全波整流して（直流にして）継電器の電源にしている。

第18図



スイッチ(K)を投入すると、整流器(+)->A継電器巻線->接点b<sub>1</sub>・b<sub>2</sub>->アース->整流器(+)-(二)の回路によつて、まずA継電器が作動し接点a<sub>1</sub>・a<sub>2</sub>の接觸により、ランプが点燈する。同時に接点a<sub>3</sub>・a<sub>4</sub>も接觸し、B継電器の巻線

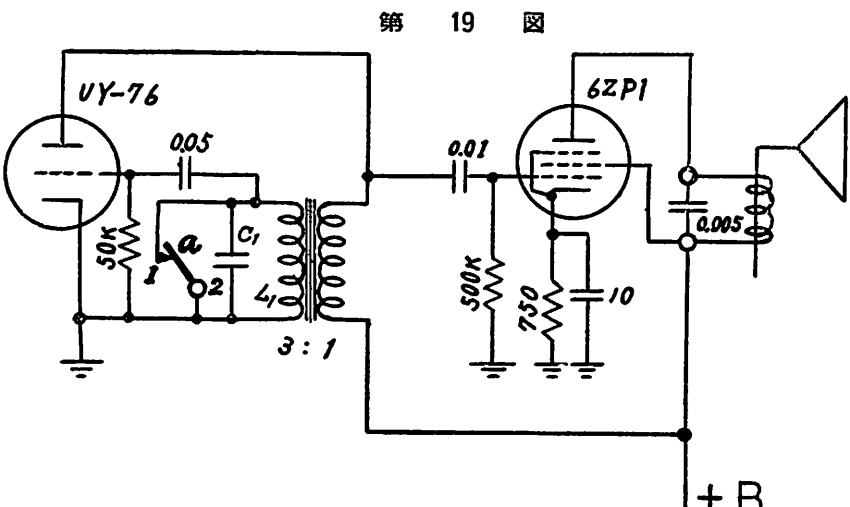
に電流が流れ始めるが、B継電器は遅緩作動型であるため、接点a<sub>3</sub>・a<sub>4</sub>が接觸しても直ちに作動せず、○・四秒を経て、はじめて作動する。B継電器が作動すると、接点b<sub>1</sub>・b<sub>2</sub>が開放して、A継電器の閉回路を開放するのでただちにA継電器が復旧し、接点a<sub>1</sub>・a<sub>2</sub>の開放により、ランプが消える。この時接点a<sub>3</sub>・a<sub>4</sub>も同時に開放するので、それから○・一秒してB継電器も復旧し、接点b<sub>1</sub>・b<sub>2</sub>が接觸する。接点b<sub>1</sub>・b<sub>2</sub>が接觸すると、前に述べたA継電器の閉回路ができるので、ただちにA継電器が作動し、接点a<sub>1</sub>・a<sub>2</sub>の接觸により、ふたたびランプが点燈する。この回路は、以下の動作を繰り返すので、スイッチ(K)を開放するまで、ランプは点滅(○・四秒間点燈○・一秒間消燈)を続けることになる。

第18図の下の図は、A・B両継電器の動作関係を表わしたもので、継電器は、それぞれ曲線の山の部分では作動状態にあり、谷の部分では復旧状態にある。したがつて、接觸接点(継電器が作動すると接觸する接点)a<sub>1</sub>・a<sub>2</sub>を通して電源に接続されているランプは、A継電器の曲線の山の部分で点燈し、谷の部分で消燈する。そこで、この装置を危険箇所などに設置しておけば、注意を喚起して、災

害を未然に防止することができよう。

### 教材例二 警報発振器

第18図において、変圧器二次巻線(×)→接

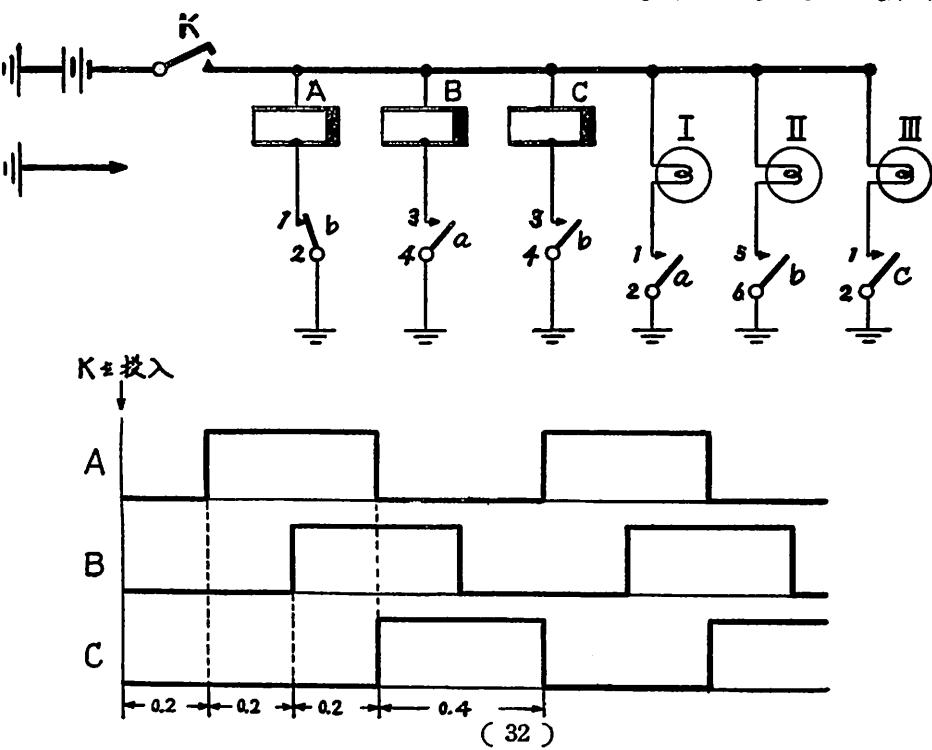


教材例三 豆ランプ点滅装置  
遅緩作動・遅緩複旧型の、  
同じ繼電器(遅緩作動・遅緩  
複旧時間とともに○・一秒と  
する)を三個組合せたもので  
ある。

点 a<sub>1</sub>・a<sub>2</sub> → ランプからなる回路のかわりに、  
第19図のような低周波発振器  
を使用すれば、教材例一の場

### 第20図

スイッチ(K)を投入すると、○・一秒(こ



の継電器の遅緩作動時間)たつて、最初にA継電器が作動し、接点  $a_1$ ・ $a_2$  の接触により、ランプ I が点燈する。この時接点  $a_3$ ・ $a_4$  も同時に接觸するので、B 継電器の巻線に電流が流れはじめ、一定の遅緩時間(前述のようにこの継電器の遅緩作動・復旧時間を○・二秒とすると、ここでは一定の遅緩時間が○・二秒となる。以下同じ)を経て作動する。したがつて、接点  $b_5$ ・ $b_6$  が接觸してランプ II が点燈するとともに、 $b_1$ ・ $b_2$  は開放し、 $b_3$ ・ $b_4$  は接觸する。すなわちランプ II の点燈と同時に A 継電器は電流を継続され、C 継電器には電流が流れはじめると、どちらも遅緩動作(作動および復旧)型であるため、すぐには変化が現われない。それぞれの接点が動作してから、

#### ○・二秒して、A 継電器が復旧し、接点 $a_1$ ・ $a_2$ の開放により、ランプ I が消燈するとともに、C 継電器が作動し、接点 $C_1$ ・ $C_2$ の接觸により、ランプ III が点燈する。一方接点 $a_3$ ・ $a_4$ も、接点 $a_1$ ・ $a_2$ といつしよに開放するので、B 継電器の電流がたたれ、B 継電器はそれからさらに○・二秒して(ランプ III が点燈してから○・二秒後)復旧する。そこで、接点 $b_5$ ・ $b_6$ の開放によってランプ II が消燈する。これと同時に、接点 $b_3$ ・ $b_4$ が開放して、C 継電

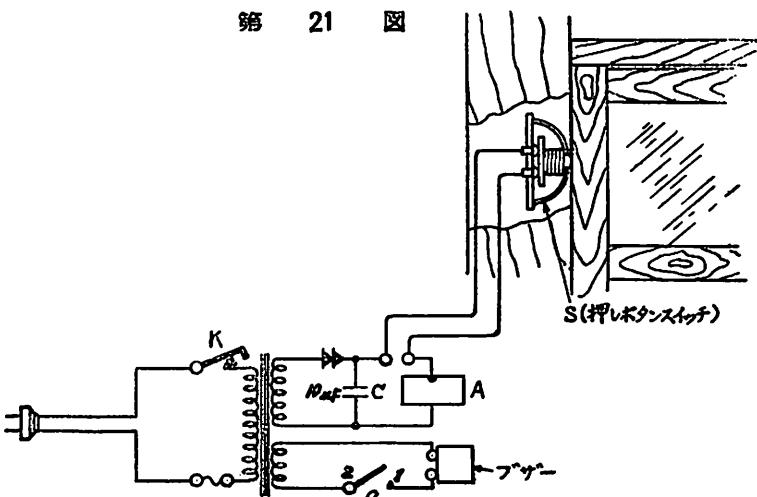
器の電流が絶たれるとともに、 $b_1$ ・ $b_2$  が接觸して、A 継電器に電流が流れはじめる。したがつて○・二秒たつと、C 継電器が復旧し、接点  $C_1$ ・ $C_2$  の開放によりランプ III が消燈するとともに、同時に A 継電器も作動し、接点  $a_1$ ・ $a_2$  の接觸により、ランプ I がふたたび点燈する。以下前と同じ動作を繰り返し、スイッチ(K)を開放するまで、三つのランプが順次点滅を続けて行くことになる。

第20図の下の図は、三つの継電器の動作関係を表したもので、ランプ I・II・III は、それぞれ A・B・C 曲線の山の部分で点燈し谷の部分で消燈する。なおここでは、電源として電池を用いたが、第18図の場合のように交流を整流して用いてもよい。

#### 教材例四 来客報知器

これは、一個の継電器を用いたもので、ここであげた教材例の中、最も簡単な回路である。記号配線図を示すと第21図のようになる。まずスイッチ(K)を投入しておく。戸がしまっている場合には、図からわかるようにスイッチ(S)が接觸しているので、A 継電器は作動状態にあり、開放接点(継電器が作動する)と開放する接点)  $a_1$ ・ $a_2$  が開放している。この装置で来客を知るためには、スイッチ(K)を投入して絶えず回路に電流を流しておかなければならぬから、必然的に長時間連

第 21 図



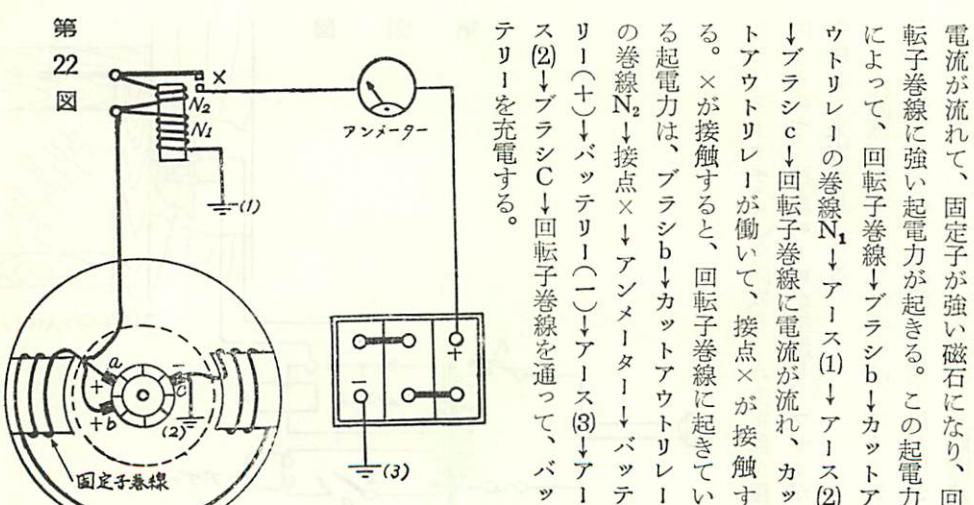
続使用するようになる。したがって電源変圧器や継電器は、長時間連続使用しても過熱しないような、十分余裕のある良質のものを選ばなければならない。またこの装置は、他の教材例の場合のように、短時間に作動・復旧を繰り返さないので、整流回路としては、継電器巻線に規定値よりやや大きな電流が流れうるよう設計しておけば、図のような半波整流で十分であるが、第18図の場合に用いたような全波整流なら、さらによいことはいうまでもない。整流器の次の「マイクロファラード」のコンデンサーは、整流した電流に含まれている脈動を少なくする（平滑する）ためのもので、場合によってはなくともよい。なおブザーには、直流用・交流用・交直両用などの別があり、また使用電圧の違いによってもいろいろな種類があるが、一般に家庭用には、交流四六ボルトのものが使用されている。使用電圧の低いブザーの場合には、図の継電器は普通のものでよいが、用いるブザーが、交流一〇〇ボルト用などのように、高い電圧用の場合には、図の接点 $a_1$ ・ $a_2$ に大電流が流れるので、これに耐えるような、タンゲステン接点のついた継電器を用いなければならぬ。

(注) 交流一〇〇ボルト用のブザーを用いる場合には、ブザー回路の配線は「電気工作物規程」に準拠しなければならないから、勝手に配線工事をすることは許されない。ここにあげた教材例は、いずれも筆者の構想によったものであるが、さらに「教材例二」の場合のように、真空管との併用を考えればこの外にも、いろいろな回路が考案できよう。なお最後に、「教材例五」として、実用装置をあげておこう。

#### 教材例五 バッテリー(オートバイ用)の充電・制止装置

オートバイや自動車などの点火・点燈装置には、電源によっていくつかの方式があるがその一つに、発電機で充電するバッテリーを使つて、点火と点燈を行う方式のものがある。第22図はその充電回路の一例で、図の中のカットアウトリレーは、バッテリーの充電および逆流防止に用いられている。

車が走ると、発電機の回転子(図の点線の部分で、図には示していないが、これに回転子巻線が施してある)が回り、回転子巻線(図にはかいてない)に弱い起電力が起る。この起電力により、ブラシ $a$ ・固定子巻線(左側)↓固定子巻線(右側)↓ブラシ $c$ 回転子巻線(左側)



車がとまるとき、発電機の回転もとまり、発

電がやむから、カットアウトリレーの  $N_1$  卷線に流れる電流がとまる。したがって接点  $\times$  が開放し、バッテリーの充電が制止されると同時に、バッテリーから、発電機の回転子巻線に電流が逆流するのを防止する。以上がこの装置の動作のあらましであるが、さらに発電機の発生電圧・電流を調節するために、継電器を組合せたレギュレーターを併用する場合もある。

すでに周知のよう、近代工業生産は年とともに自動化の方向に進展しつつあるので、この分野における継電器の使命は、その構造

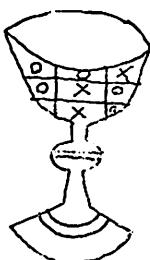
自体の改善とあいまって、電子管などとともに今後ますますその重要性を増大するものと思われる。従来、職業・家庭科の第二群で、とかく軽視されてきた「継電器」を、特にここで取り上げたのはこのためである。しかし第二群は、工業生産現場の実態をそのまま取り上げるものではなく、それらを教育的に翻訳し、効果的に再編成すべきものであるから、継電器部門の場合についても、すでに前にも述べたように、それ自体のもつている技術要素や社会経済的意義の中から、どれを教育内容として取り上げるべきか、またそれら

を含んだ教材として何を選定することが望ましいかなどは、すべて今後の研究にまたなければならない。これまで六回にわたりて述べてきた「継電器の解説」を参考にし、実践家の方々が新しい研究にふみだされることを切望してやまない。

なおこの稿の起草に当り、日本電気株式会社・開発課の大和茂樹課長から、ワイヤースプリング型継電器（新交換方式クロスバー用新型継電器）の写真をはじめ、多くの貴重な資料をいただいたので、ここに深く謝意を表して稿を結ぶ。

（終り）

（注）ワイヤースプリング型継電器をはじめ各種継電器の写真などを、資料として掲載するつもりであったが、印刷のつこうで、止むをえず割愛した。



## （二五ページより）

術科では、事前に体系的に学習させた基礎的な技術を、生徒達に実際に確かめさせるための手段として、取り上げられなければならない」ということである。したがつてわれわれは、前に述べた「諸要素の抽出」に統いて、これまで実践現場で取り上げられてきた「プロジェクト」の一つ一つについて、それがどのような基礎的な技術を確めるのに役だつかまたそのプロジェクトの発展として無理なくしかも効果的に、社会経済的知識に迫ることができるかどうかを再検討することにした。

以上が、本年度工業的分野研究部の、具体的な研究方針であり、研究部員一同、来るべき夏の大会に備え、鋭意研究中ではあるが、われわれ中央の研究部だけでは、とかく独善に陥りやすい。それを阻止し、正しく発展させるものは、会員諸賢の、実践に基盤をおいた、研究成果の反映であり、卒直な意見であろう。どうか全国各地の支部やサークルにおかれても、われわれと相携えて研究を進められ、その成果を絶えず中央の研究部に反映していただきたい。研究部員一同、切に会員諸賢からの御連絡をお待ちしている。

（工芸的分野研究部 稲田 茂）

# 道徳教育研究大会

四月二六日・二七の両日ひらかれた研究集会には連盟からも七八名の世話人が参加しました。討論のすじを紹介しておきます。

× × ×

## 道徳教育研究大会

### 第三分科会報告

第一日（四月二十六日）は谷川徹三教授講演のあと、分科会ごとにわかれて討議の方法を話し合い、世話人から大会資料を参照しての討議の柱に関する説明があった。ついで、参加会員の自己紹介と第二日の討議内容についての希望意見が出されて散会した。

第二日、午前中は九時から産教連草山氏、午後は一時から産教連の伊藤氏の司会により約三十名の参加会員から次のような意見が出され、道徳時間特設反対の立場が確認された。

- (1) 幅広い国民の科学技術教育でなしに職能教育のみが想定されており、本来の科学技術教育、働く者のモラルへの配慮がない。  
(2) 歴史的のみでなく道徳教育は、科学的な考え方を否定する方向をもつていて。社会科学

的な考え方を育成する教育がより強調されねばならぬのに、徳目主義的な道徳教育を上からおしつけることは納得できない。

### 青年期の道徳教育

（高校生、青年学級生、勤労青少年未就業青少年の道徳指導の問題）

(3) 中学を卒業して生産現場に入る生徒達が職場の苦しみや悩みを個人で考えてしまわず労働者としての正しいモラルが現実に即して教育されねばならない。

(4) 人間尊重と動物へのやさしさとの混同、科學的態度の育成と動物愛護の名のもとの安易なセンチメンタリズムとのすりかえを排し、動物は何故大事にするのかを本質的に考えさせ理解させる教育でなくてはならぬ

(5) 幼児の手による労働の習得とを結びつけ、そこから科学技術教育へ発展させうるはずである。

(6) 施設設備を整備して科学技術教育を進めることにより眞の道徳教育が可能であり、それをぬきにして徳目主義の道徳教育にすりかえることは、厳に警戒せねばならない。

(7) 道徳時間特設の考えは内容、方法いずれの点からもうなづけない。実践し行動できるわれわれ自身の道徳教育を、教師と生徒とが現場の中から築きあげていかねばならない。

以上

この分科会には、定時制の高校教師、母親大学教師、組合専従者、学生、など人数は少なかつたがいろいろの職場の人々が集まつた。討議はつぎのような順序によつてすすめられました。

1、親と子の間にある問題 2、職業生活の中での問題 3、青年たちの中での問題

はじめに、定時制の教師をしているSさんから親子の間に横たわる道徳意識について、調査の結果をもとにして報告がありました。

Sさんはこういうのです。いまの青年たちは、太陽族だとか、ロカビリー狂だとかいわれておとなたちの肩をひそめさせているけれども親に対する感謝や尊敬の気持について、決して無氣力でもなければタイハイ的でもない。親の気持を理解して、むやみに反抗せず、現状を肯定した上ですこしづつ進歩してゆこうとしている。

つぎに、「親孝行」ということが話題になつた。どんなんばあいに子どもは親にたいして「感謝」の気持をもつだろうか、ということ

に話が集中しました。これについては、親孝

行は上から強制されるものでなく、親が人間として立派になることが、一番だいじなことなのだということになりました。また最近の青年たちが、自主的な合理的な考え方をする反面、視野がせまく、自分勝手な面がある。しかし、やはり、青年たちの中に自主的に育ちつつある判断力に信頼してゆくべきだということになりました。

(山口)

### 家庭および

#### 地域における道徳教育

討議は「地域性と道徳教育」を中心にして家庭や地域集団との関係について多く話し合われた。

はじめ、郷土教育の桑原氏より文部省案の批評をふくめて、地域の生活現実の中での主体的道徳確立の必要がとかれ、これについで全員の一人から出された「青少年問題協議会」の実体は、地域によつて運営上の相違があるとはい、警察が主導権をもつており、その背後の国家からの働きかけを無視はできない。学校側の教育的指導の立場は、警察の不良化防止の立場と根本的にちがつてゐる。それを主張しつつ、これらとも協力してゆくべ

きではないかということになつた。

ついで地域の特殊性を影響の大きい地方における「義理人情」的道徳意識のなかで民主教育が阻まれている実情や、住宅地域では母

親のけしかけ、学習やおしつけ、指導のためエゴイズムや形式主義に困つてゐる例などが交々

語られ、教師と父母の道徳教育に対する態度のうれをどうして埋めてゆくかが問題となつた。

これについては、「くり返して話し合うのがよい」とか「子供の実践によつて親に訴えるべきである」などの意見もあつたが、「親の生活の知恵や経験を生かしてゆく姿勢」が教師の側に必要ではないかということになつた。また、父母との話し合いは「立場」での話し合いでなく、共通の労働者意識の上に立つてこそ初めて可能であることが実例をもつて話され共感をよんだ。

そのほか、進学難や就職難が道徳教育を阻んでいることも出されたが、時間がなく、最後に文部省案「母の日」単元についての批判をしめくくりとして討論を打切つた。

(和田)

### 道徳教育研究大会をおえてのわたくしたちの申し合せ

わたくしたちは、上から出された「道徳」時間特設、「実施要綱」が教育のげんばにいくたの混乱をひきおこしつつある事態をうれて、この研究大会に集つてきました。

そして特設「道徳」をどううけとめたらよいか、またわたしたちがこれまですめきていた教科指導、生活指導をつうじての道徳教育の考え方や方法ははたして妥当であつたかどうかをあらためて検討しました。

二日間の討議をつうじて、職後いくたの悪条件のなかで、わたしたちが子どもたちとのしんけんなどりくみのなかで、じぶんたちの手で見出し、かちとつてきた道徳教育のすすめ方がけつしてまちがつていないこと、それどころか、それ以外にしんの道徳教育をすすめる道はないこと、また、「実施要項」の内

容はいぢおう民主的な衣をかぶつてはいるがこれこそまぎれもなく翼賛教育の復活に通じるものであること、さらに教育課程を改悪し中学校を進学・就職コースに分けるなど、一

連の非道徳的な政策がすすめられつつある現

状を確認しました。この確認にたつて、こんごわたしたちの課題はわたしたちのこれまでの教育実践の成果をいつそう拡充発展させ、「道徳」を返上することにあることをたしかめました。

します。

一九五八年四月二十七日

道徳教育研究大会

について、ここに改めて訂正し、芳賀さんならびに読者の皆さんに、おわびをいたします。

### おわびと訂正

——編集部——

本誌四月号所さいへ座談会「これからどうなる!」(技術科改訂をめぐつて)について、

科教協の芳賀穂さんから、大よそつぎのような訂正の申し入れがありました。

① 六ページの芳賀氏発言、第一に……以下

意味不明、第二に……とある内容が中心であつたこと。コース制別教科書うんぬんは

むしろ冗談にそえたこと。

② 七ページ二段目の発言、「正しい関心をもつてゐるのは産教連の人々うんぬん」は発言の記憶もなく、内容も不眞當なこと。

③ 八ページの二度目の発言以下は、技術科が必修となることは、その限りで産教連の

育条件の改善のために、いつそうの努力をつみ重ねたいと考えます。

ここに参考したわたくしたちは、広く国民と手をたずさえて、予想されるもろもろの困難を克服し、正しい教育の道に精進するものであることをちかつて、本日の申あわせと

### 新しい評議員のことば

☆会員をふやすよう、もつと積極的に働きかけたい。できれば県単位でもできたらよいと思う。

石原 静

☆一般技術教育は全国共通分野でよいでしょうが農山漁村の現実と対決してそこには余りに大きい溝がありはしませんか。現実から遊離しないように地の塙となつていく覚悟です。

刀弥勇太郎

☆年に一、二回はお互の研究を持参して会合を開いてもらいたい。情報、資料で何をどう学習すべきかをうち出す必要のあることを話したはず。その意味が表現されていないこと。

稻垣 恒次

## 新しい評議員がきました

昭和三三年度の評議員は、常任委員会で審議のうえ、つぎの方があなたの御承諾をえました。評議員のみなさんは各地の実践と研究に熱心にとりくんでいる方たちです。

私たちはぜひ各地の評議員を中心に、がつちりと結びつき、私たちの研究と実践の足がかりを固めていきたいと思います。各地に私たちのサークルをいつぱいつくりましょう。どんな小さなサークルでもたいせつに育てていきましょう。そして評議員の方も会員のみさんもぜひ交流しながら、高めあつていきたいと思います。

### 評議員(五十音順)

#### ○農業的分野

|       |               |
|-------|---------------|
| ト部 太郎 | 埼玉県大里郡用土中学校   |
| 崎須賀 章 | 愛媛県南宇和郡御莊中学校  |
| 刀禰勇太郎 | 福井県南条郡河野中学校   |
| 西田 盛二 | 石川県小松市板津中学校   |
| 根岸 正明 | 群馬県邑楽郡板倉町西中学校 |
| 野守 勇蔵 | 富山県砺波市庄西中学校   |
| 柳楽 幸三 | 島根県邑智郡江陵中学校   |

### 評議員(五十音順)

#### ○工業的分野

|        |                |
|--------|----------------|
| 安瀬 登美一 | 群馬県吾妻郡沢田中学校    |
| 石川 松太郎 | 山梨県中巨摩郡若草中学校   |
| 磯部 喜代三 | 大阪市大池中学校       |
| 石原 静   | 静岡県浜名郡新居中学校    |
| 稻垣 恒次  | 愛知県碧南市新川中学校    |
| 目 忠亮   | 山口県阿武教育事務所指導主事 |
| 佐々木 福臣 | 長野県飯田市伊賀良中学校   |
| 塩沢 尚人  | 信州大学教育学部付属長野中学 |
| 柴田 一雄  | 茨城県西茨城郡宍戸中学校   |
| 世木 郁夫  | 京都府船井郡丹波町市森    |
| 浜松 信之  | 熊本県天草郡倉岳中学校    |
| 林 勇    | 新潟県高田市大町中学校    |
| 宮川 逸雄  | 山梨県甲府市南中学校     |
| 山岡 利厚  | 長野県岡谷市岡谷西部中学校  |

#### ○商業的分野

|       |              |
|-------|--------------|
| 田島 輝夫 | 埼玉県春日部中学校    |
| 松永 間  | 長崎県南高来郡雲仙中学校 |
| 山田 明  | 大阪市夕陽丘中学校    |

#### ○水産的分野

山岡千代吉 島根県平田市平田中学校

#### ○家庭的分野

大森和子 茨城大学教育学部

#### ○水産的分野

千田カツ子 岩手県水沢市常盤中学校

#### ○家庭的分野

日昔恵美子 神戸大学教育学部住吉中学校

#### ○産業教育の經營

平瀬芳子 北海道札幌市教育委員会

#### ○産業教育の經營

淵初恵 大分県日田市東有田中学校

#### ○産業教育の經營

沢田 静枝 山口県柳井市柳井中学校

古味常寿 高知県高知市南海中学校

深野敏乗 鹿児島県日置郡伊作中学校

村田熊蔵 大阪府枚方市第一中学校

なお未着分は次号に掲載いたします。

(事務局)



## 「会費値上げ」について

本年は連盟としても科学技術教育の正しい線をうちだすために、研究と実践を結集していきたいと思います。そのためにはみなさんの研修の足がかりとなる本誌をもっと充実しなければなりませんが、現在一部あたりの印刷費・発送費だけ三四円かかり、かなりの赤字です。

そこで委員会にはかり、つきの通り「会費値上げ」を承認いただきました。みなさんのご了承をえたいと思います。

(1) 会費は一年分五〇〇円、半年分二五〇円とする。(会員には会誌を送付する)

(2) 右の値上げは六月一日以降の継続申込会員および新規加盟者を対象とする。それ以前の継続申込、新規加盟は現行(一年分四〇〇円、半年分二〇〇円)通り。(3) 五月三一日(当日の消印あるものを含む)までに納入した会費については、値上げ分の追加請求をしない。以上の通りです。

(事務局)

## あとがき

▽勤務評定をめぐる重苦しい空氣の中に新年度も二ヶ月をおくりました。技術科についてはその後もあれこれと論議されていますが、評価の視点がまちまちです。このあたりで正しい軌道にのせておく必要を痛感しますので、本号では、清原さんに執筆していただきました。

▽また、技術科・勤務評定・道徳教育などをどのようにうけとめるかについて、最近の文教政策の底流を明らかにする視点について大田さんに提示していただきました。「木をみて森をみざる輩」にならないようしたいというささやかな願い。

▽また、一・二月号の論文について、伊藤さん、和田さんに所感をよせていただきましたが、これからもこういう勉強を本誌に是非とも反映させたいと考えております。どうぞ投稿ください百家争鳴にみのりをもたせていただきたいものとあらためてお願ひしております。

▽六回にわたって、詳細な解説をお寄せくださった稻田さんの「縦電器」は、本号で最終回になりました。稻田さんの御努力にこた

えるような工業分野の実践がよせられるようになります。

▽八月上旬の研究集会にそなえて、次号の増大号では、各研究部会から予想される問題点を示していただく予定であります。日頃の実践活動を理論化するまたとない研究集会にひとりでも多く参加されるよう、いまから心待ちしております。

(泰)

教育と産業・五・六月号  
(通巻第七十三号)

昭和33年6月5日発行

定価五〇円(送料四円)

発行人 村 田 忠 三

東京都目黒区上目黒七の二七

発行所 産業教育研究連盟

本部 国学院大学教育学研究室

▽書店販売せず直接注文のこと。  
▽会員前納の会員に毎月送附する。  
▽会員年五〇〇円・半年二五〇円。  
▽入会者は会費を添えて申込むこと。

## 会員名簿(七)

大阪府

大阪市北区中之島 大阪市教育委員会

岡 梯 雄

大阪市生野区猪飼町大池中学校

磯部喜代三

大阪市天王寺区上本町八の一  
一 吉 永 実

大阪市旭区今市町一の一八九  
大坂市教育委員会

菅原 好子

大阪市東住吉区背戸町 平野中学校

松谷 喜代

大阪市福島区新家町野田中学校

森垣三四二

大阪市天王寺区小宮町三六夕陽丘中学校

山田 明

大阪市都島区東野田町 櫻宮中学校

岩見 海雲

大阪市南区北桃谷町上町中学校

同 右

大阪市福島区下福島

堺市少林寺町東二丁目四四の一四  
青木 一

大阪市都島区東野田町八桜宮中学校

佐々木義浩

四日市市西町 中部中学校

水谷 阜

(兵庫県つづく)

司 右

大阪市住吉区御崎町一の六一

林 要

伊勢市竹鼻町

鈴鹿市神戸中学校

棚橋 健造

枚方市下中条四二三

寺北 典男

度会郡度会村 内城田中学校

中野 弘次

枚方市渚御殿山第一中学校

村田 熊藏

宇陀郡櫻原町 内牧中学校

松井 武男

枚方市都島区東野田八 桜宮中学校

津守 和正

北葛城郡当麻村竹之内

吉野郡賀名生村大字和田

賀名生中学校

枚方市東住吉区駒川町一の五四  
布施市西堤七

志手 義之

大阪市阿部野区松崎町三の一一五  
太陽寮

大原 次郎

和歌山市紀三井寺八三二明和中学校

貴志 元夫

枚方市小倉六五六

岸和田市内畠町 山瀧中学校

糸数ツル子

大坂市東淀川区端光通端光中学校  
前中正信

中島 咲子

朝来郡山東町

養父郡南但町

豊岡市西本 豊岡南中学校

仲井 明

井上 健一

枚方市大字岡二三〇

大東市 住道中学校

山田 米一

水上郡氷上町石生一四七七

横井智世子

西田 泰和

姫路市新在家七五五

駒田 直美

朝来郡生野町 生野中学校

渡辺 汎愛

岩淵真太郎

大坂市南区北桃谷町上町中学校  
下福島

一志郡一志町 波漱中学校

明石市和坂 望海中学校

杉田 福

津名郡一宮 一宮中学校

日曾恵美子

城崎郡日高町 日高中学校

桑島 文吉

加古川市加古川町平野一七一

前田 正直

田村平八郎

松田 繁三

河芸郡明村 林中学校

桑島 真吉

松原 真吉

# 学図の

## 職業・家庭教科書

新學習指導要領準拠

新編

### 中学校職業・家庭

都会生活を基調として

農村生活を基調として

家庭生活を基調として

- 共通及び共通以外の単元の配当・分量が適切
- 教材は地域差を考慮し全国共通のものを選択
- 単元配列は季節を考慮し各学年 10~13 単元
- 共通に学習する単元は同一内容で表現も同じ
- 教材は群毎にまとめカリキュラムが組み易い
- 研究・問題・課題の活用により家庭学習に便利

全冊教師用指導書完備

〔職・家〕 學習指導シリーズ

No. 1. 木工基礎指導の手びき

No. 2. 草花栽培指導の手びき

No. 3. 製図基礎指導の手びき

No. 4. 調理基礎指導の手びき

小・中全教科書発行

No. 5. 教育課程作成の手びき

No. 6. 簿記基礎指導の手びき

No. 7. 職業・家庭科実践の記録

No. 8. 技術科に備えて(仮題)

11  
学図

学校図書株式会社

東京都港区芝三田豊岡町8番地・電話 三田(45) 5211~9